

平成30年8月15日

プレスリリース

報道各位

「ザラバ方式」への移行及び「米穀標準品の変更」（秋田こまち）に係るご報告

「ザラバ方式」への移行及び「米穀標準品の変更」（秋田こまち）等に係る業務規程及び受託契約準則の変更につきましては、農林水産大臣より、本年8月15日付けで認可されましたこと、また、これにより、本年9月25日（火）を目途として、本所商品市場の取引は「ザラバ方式」に移行し、併せまして、本年10月22日（月）より、「秋田こまち」の取引を開始することが決定致しましたことをご報告申し上げます。

「ザラバ方式」は、国内外のデリバティブ市場において主流を占めている取引方法であることを踏まえ、委託者の市場アクセス向上のため、これを採用するものです。併せまして、現在検討をすすめておりますマーケット・メイカー制度の創設等による相乗効果により、市場流動性の向上を目指して参ります。また、「秋田こまち」は、「新潟コシ」に続く個別銘柄取引の対象として、産地の生産者をはじめとする当業者の皆様方からのご期待に応えますとともに、広く社会に認知され、幅広い方々にご活用いただくことを願うところです。なお、標準品を「大阪コメ」から「秋田こまち」に変更するにあたりましては、米穀における取引の分散を回避することを念頭に標準品のラインアップを見直したものであり、結果として、「大阪コメ」をご活用いただいていた皆様にはご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、米穀先物取引の将来の発展に向けての施策の一環として、何卒ご理解賜りますようお願いする次第です。同時に「東京コメ」につきましても、生産者が翌年の生産計画を検討する際に先物価格を参照できるよう、取引期限を6か月から12か月に変更することとしております。

米穀先物取引への期待と役割が一層高まりますなかで、今般の諸策が市場の活性化に資することとなりますよう役職員一同努めて参りますので、引き続きのご支援ご協力を賜りますようお願い致します。

大阪堂島商品取引所
理事長 岡本 安明

農林水産省指令 30食産第2213号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

平成30年8月7日付け30堂島商取発第82号をもって認可申請のあった業務規程及び受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成30年8月15日

農林水産大臣 齋藤



業務規程新旧対照表

大阪堂島商品取引所

新	旧										
<p>(立会時等)</p> <p>第2条 本所の立会時は、<u>午前9時から午後3時まで</u>とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(立会の区分及び立会時等)</p> <p>第2条 本所の立会時は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>現物先物取引及び実物取引</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>平日においては午前9時から午前11時40分まで及び午後1時から午後4時までとし、半休日においては午前9時から午前11時40分までとする。</u></p> <p>(2) <u>国際穀物等指数及びコーヒー指数に係る指数先物取引（以下「指数先物取引」という。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>平日においては午前9時から午前11時40分まで及び午後1時から午後4時までとし、半休日においては午前9時から午前11時40分までとする。</u></p> <p>(3) <u>粗糖現物先物取引に係るオプション取引（以下「オプション取引」という。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>平日においては午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時15分までとし、半休日においては午前9時30分から午前11時30分までとする。</u></p> <p>2 <u>現物先物取引、指数先物取引及び実物取引において、午前に行う立会を前場、午後に行う立会を後場という。</u></p> <p>3 <u>現物先物取引及び指数先物取引における立会は、次の時刻に開始し、別に理事会が定める各場節ごと、商品別に行うものとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">場 節</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">開始時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">前 場</td> <td style="text-align: center;">第1節</td> <td style="text-align: center;">午前9時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2節</td> <td style="text-align: center;">午前10時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3節</td> <td style="text-align: center;">午前11時</td> </tr> </tbody> </table>		場 節	開始時刻	前 場	第1節	午前9時	第2節	午前10時	第3節	午前11時
	場 節	開始時刻									
前 場	第1節	午前9時									
	第2節	午前10時									
	第3節	午前11時									

新	旧									
<p>(削る)</p>	<table border="1" data-bbox="1182 204 1599 352"> <tr> <td data-bbox="1182 204 1261 252">後</td> <td data-bbox="1261 204 1411 252">第1節</td> <td data-bbox="1411 204 1599 252">午後1時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 252 1261 300">場</td> <td data-bbox="1261 252 1411 300">第2節</td> <td data-bbox="1411 252 1599 300">午後2時</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 300 1411 352">第3節</td> <td data-bbox="1411 300 1599 352">午後3時</td> </tr> </table> <p data-bbox="1137 360 2112 440">4 オプション取引における立会の種類及びその立会時は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1160 456 2112 632">(1) <u>前場オープニングセッション</u>（その日の最初の約定値段を定めるため、<u>売注文又は買注文の入力を受け付け、単一約定値段による競争取引（第34条第6項に規定する割当て・抽せんによって成立させる取引を含む。以下同じ。）</u>を行う立会をいう。以下同じ。）</p> <p data-bbox="1216 647 1608 679">午前9時30分から午前10時まで</p> <p data-bbox="1160 695 2112 871">(2) <u>前場ザラバセッション</u>（前場における前場オープニングセッション終了後連続して行われる複数約定値段による競争取引を行う立会（取引が中断された時間及びリオープニングセッションの時間を除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p data-bbox="1182 887 2112 967">午前10時から午前11時30分まで（当日が半休日に当たるときは、午前10時から午前10時40分まで）</p> <p data-bbox="1160 983 2112 1158">(3) <u>後場オープニングセッション</u>（その日の後場における最初の約定値段を定めるため、当該セッション以前に入力され引き続き有効である未成立の<u>売注文又は買注文及び当該セッション中の売注文又は買注文の入力を受け付け、単一約定値段による競争取引を行う立会をいう。以下同じ。）</u></p> <p data-bbox="1216 1174 1664 1206">午後1時30分から午後1時45分まで</p> <p data-bbox="1160 1222 2112 1398">(4) <u>後場ザラバセッション</u>（後場における後場オープニングセッション終了後連続して行われる複数約定値段による競争取引を行う立会（取引が中断された時間及びリオープニングセッションの時間を除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p data-bbox="1216 1414 1664 1445">午後1時45分から午後3時20分まで</p>	後	第1節	午後1時	場	第2節	午後2時		第3節	午後3時
後	第1節	午後1時								
場	第2節	午後2時								
	第3節	午後3時								

新	旧
<p>2 実物取引は、<u>前項</u>の立会時中に行う。 <u>(削る)</u></p> <p>(当月限納会日及び取引最終日) 第3条 現物先物取引における<u>当月限納会日</u>は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる）とする。</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 米穀 <u>偶数月の20日</u></p>	<p>(5) <u>リオープニングセッション</u>（取引が中断された場合の中断後最初の約定値段を定めるため、売注文又は買注文の入力を受け付け、単一約定値段による競争取引を行う立会をいう。以下同じ。） <u>随時</u></p> <p>(6) <u>クロージングセッション</u>（その日の最終約定値段を定めるため、当該セッション以前に入力され引き続き有効である未成立の売注文又は買注文及び当該セッション中の売注文又は買注文の入力を受け付け、単一約定値段による競争取引を行う立会をいう。以下同じ。） <u>午後3時20分から午後3時30分まで（当日が半休日に当たるときは、午前10時40分から午前10時50分まで）</u></p> <p>5 <u>実物取引の相対売買は、第1項第1号の立会時中に行う。</u></p> <p>6 <u>本所は、前各項の規定にかかわらず、取引幅そうのため立会が遅延するときは、立会時又は各場節の立会の開始時刻若しくは終了時刻を変更できるものとする。</u></p> <p>(当月限納会日及び取引最終日) 第3条 現物先物取引における<u>当月限の立会</u>は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。<u>以下「当月限納会日」という。</u>）の<u>前場限り</u>とする。</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 米穀 <u>イ 大阪コメ（第8条第2項第4号イの大阪コメをいう。以下同じ。）</u> <u>毎月の10日</u> <u>ロ 東京コメ（同号ロの東京コメをいう。以下同じ。）</u> <u>毎月の20日</u> <u>ハ 新潟コシ（同号ハの新潟コシをいう。以下同じ。）</u></p>

新	旧
<p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 指数先物取引における当月限納会日は、当月の10日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 本所は、次に掲げる日を休業日とし、その他の日を<u>営業日</u>とする。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 年末1日間及び年首3日間</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、臨時休業日を定めることができる。</p> <p>3 休業日においては、立会を行わない。</p> <p>(立会の臨時停止及び臨時実施等)</p> <p>第5条 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議をもって、立会の開始時刻又は終了時刻を臨時に変更し、立会の全部若しくは一部を臨時に停止し、又は休業日においても立会を臨時に行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、理事長の裁断によりこれを行うことができるものとし、この場合において、理事長は、遅滞なく、その処置について理事会の承認を得</p>	<p><u>偶数月の20日</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 指数先物取引における当月限の立会は、当月の10日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。<u>以下「当月限納会日」という。</u>）の<u>前場第2節限り</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(休業日及び半休日)</p> <p>第4条 本所は、次に掲げる<u>第1号から第3号までの日</u>を休業日とし、<u>第4号及び第5号の日</u>を半休日とし、<u>その他の日を平日</u>とする。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 年末1日間及び年首3日間</p> <p><u>(4) 年首発会日</u></p> <p><u>(5) 年末納会日</u></p> <p>2 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、臨時休業日<u>又は臨時半休日</u>を定めることができる。</p> <p>3 休業日においては、立会<u>その他一切の業務を行わず</u>、半休日においては、<u>午後における立会</u>を行わない。</p> <p>(立会の臨時停止及び臨時実施等)</p> <p>第5条 本所は、必要があると認めるときは、<u>第2条第6項に規定する場合を除き</u>、理事会の決議をもって、立会の開始時刻又は終了時刻を臨時に変更し、立会の全部若しくは一部を臨時に停止し、又は休業日<u>若しくは半休日の午後</u>においても立会を臨時に行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、理事長の裁断によりこれを行うことができるものとし、この場合において、</p>

新	旧
<p><u>者又は取次委託者（商品先物取引業を行うことについて法第190条第1項の規定により主務大臣の許可を受けている者であって、取引の委託の取次ぎを受ける者（以下「取次者」という。））に取引の委託の取次ぎを委託する者をいう。）をいう。以下同じ。）に直接接続方式（直接接続者が自己の取引端末装置を直接に本所の中央処理装置に接続して売買注文の入力等を行うことをいう。以下同じ。）を提供しようとするときは、本所と直接接続細則に定める直接接続契約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>2 受託会員は、その提供する直接接続方式により売買注文の入力等を行う直接接続者について、直接接続細則に定めるところにより、本所に登録を申し出て、その承認を受けなければならない。この場合において、当該直接接続者が取次委託者であるときは、受託会員は当該直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者との連署により本所に登録を申し出るものとする。</u></p> <p><u>3 直接接続方式を提供する受託会員及び直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者は、直接接続細則に定めるところにより、直接接続方式により売買注文の入力等を行う直接接続者の体制等及び取引を適切に管理しなければならない。</u></p> <p><u>4 直接接続方式を提供する受託会員及び直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者は、直接接続方式による取引に関し直接接続者の行った行為等について、責任を負わなければならない。</u></p> <p><u>5 本所と受託会員が締結する直接接続契約に基づき、売買注文の入力等を行うことにつき当該受託会員の委任を受けた直接接続者が、そのために設置及び運用する取引端末装置は、前条に規定する売買注文入力装置とみなす。</u></p> <p><u>6 この業務規程に定めるもののほか、直接接続方式の取引に関し必要な事項は、直接接続細則をもって定める。</u></p>	

第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位

第1節 現物先物取引及び実物取引

(取引の対象)

第6条 現物先物取引の対象は、第1条第2項に定める上場商品構成物品とする。ただし、大豆における分別大豆（第8条第2項第1号イの分別大豆をいう。）、冷凍えび及び精糖については、当分の間、立会を行わないものとする。

2 (略)

(取引の期限)

第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) 農産物市場

イ～ハ (略)

ニ 米穀にあつては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月によるものとする。

ホ (略)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(現物先物取引の標準品等)

第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあつては価格調整表という。以下同

第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位

第1節 現物先物取引及び実物取引

(取引の対象)

第6条 現物先物取引の対象は、第1条第2項に定める上場商品構成物品とする。

2 (略)

(取引の期限)

第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) 農産物市場

イ～ハ (略)

ニ 大阪コメ及び東京コメにあつては、毎月その当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月によるものとする。新潟コシにあつては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月によるものとする。

ホ (略)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(現物先物取引の標準品等)

第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、その標準品、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあつては価格調整表と

新	旧																
<p>じ。) その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大豆 (サイロ保管のものに限る。以下同じ。)</p> <p>イ 分別大豆 (以下「NON-GMO大豆」という。)</p> <p>アメリカ合衆国産黄大豆のうち、<u>食品表示法 (平成25年法律第70号)</u>に基づく<u>食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号)</u>により分別生産流通管理が行われたことが確認された非遺伝子組換え (以下、単に「非遺伝子組換え」という。) 大豆につき、本所が定めるもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 米 穀</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>イ 東京コメ (栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ及び千葉県産ふさこがねをいう。)</p> <p>ロ 新潟コシ (新潟県産コシヒカリをいう。)</p> <p>ハ 秋田こまち (秋田県産あきたこまちをいう。)</p> <p>なお、イからハまでのいずれにあっても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成21年法律第26号) に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。</p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)</p> <p>第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="114 1404 1115 1452"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼 値</th> <th>呼値の単位</th> <th>取引単位及び受渡単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位					<p>いう。以下同じ。) その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大豆 (サイロ保管のものに限る。以下同じ。)</p> <p>イ 分別大豆 (以下「NON-GMO大豆」という。)</p> <p>アメリカ合衆国産黄大豆のうち、<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</u>に基づく<u>生鮮食品品質表示基準</u>により分別生産流通管理が行われたことが確認された非遺伝子組換え (以下、単に「非遺伝子組換え」という。) 大豆につき、本所が定めるもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 米 穀</p> <p>イ <u>大阪コメ (滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリをいう。)</u></p> <p>ロ 東京コメ (栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ及び千葉県産ふさこがねをいう。)</p> <p>ハ 新潟コシ (新潟県産コシヒカリをいう。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、イからハまでのいずれにあっても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成21年法律第26号) に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。</p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)</p> <p>第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1404 2121 1452"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼 値</th> <th>呼値の単位</th> <th>取引単位及び受渡単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位				
種類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位														
種類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位														

新	旧																								
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 米 穀 (削る)</p> <table border="1" data-bbox="174 352 1070 485"> <tr> <td>イ 東京コメ</td> <td>1 俵 (60 匁)</td> <td>10 円</td> <td>1 枚 (12,000 匁)</td> </tr> <tr> <td>ロ 新潟コシ</td> <td>1 俵 (60 匁)</td> <td>10 円</td> <td>1 枚 (1,500 匁)</td> </tr> <tr> <td>ハ 秋田こまち</td> <td>1 俵 (60 匁)</td> <td>10 円</td> <td>1 枚 (12,240 匁)</td> </tr> </table> <p>(5)～(9) (略)</p>	イ 東京コメ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (12,000 匁)	ロ 新潟コシ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (1,500 匁)	ハ 秋田こまち	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (12,240 匁)	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 米 穀</p> <table border="1" data-bbox="1182 304 2078 437"> <tr> <td>イ 大阪コメ</td> <td>1 俵 (60 匁)</td> <td>10 円</td> <td>1 枚 (3,000 匁)</td> </tr> <tr> <td>ロ 東京コメ</td> <td>1 俵 (60 匁)</td> <td>10 円</td> <td>1 枚 (12,000 匁)</td> </tr> <tr> <td>ハ 新潟コシ</td> <td>1 俵 (60 匁)</td> <td>10 円</td> <td>1 枚 (1,500 匁)</td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	イ 大阪コメ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (3,000 匁)	ロ 東京コメ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (12,000 匁)	ハ 新潟コシ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (1,500 匁)
イ 東京コメ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (12,000 匁)																						
ロ 新潟コシ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (1,500 匁)																						
ハ 秋田こまち	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (12,240 匁)																						
イ 大阪コメ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (3,000 匁)																						
ロ 東京コメ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (12,000 匁)																						
ハ 新潟コシ	1 俵 (60 匁)	10 円	1 枚 (1,500 匁)																						
<p>(取引の対象)</p> <p>第10条 指数先物取引の対象は、次のとおりとする。<u>ただし、国際穀物等指数及びコーヒー指数ともに、当分の間、立会を行わないものとする。</u></p> <p>(1) 国際穀物等指数については、次条に掲げる対象物品の各原市場の期近限月の価格（以下「原市場価格」という。）を株式会社三菱UFJ銀行が当該日の最初に発表する対顧客直物電信相場の売相場（TTS）及び買相場（TTB）の中間値によって邦貨換算（シカゴ商品取引所の相場のみ）した数値について、次項に定める基準年1年間の各原市場価格の平均値と対比した数値に第15条に規定する「指数値算出等に係る細則」で定める加重係数を乗じた数値の合算値を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入する。）まで算出し、本所が毎営業日に公表する数値の将来における数値とする。</p> <p>(2)・(3) (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(取引の締結方法)</p> <p>第19条 取引の締結の方法は、<u>本所が設置する電子計算機等を利用した取引システムによる売買（以下「システム売買」という。）を原則とし、次の各号に掲げる方法によるものとする。</u></p>	<p>(取引の対象)</p> <p>第10条 指数先物取引の対象は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国際穀物等指数については、次条に掲げる対象物品の各原市場の期近限月の価格（以下「原市場価格」という。）を三菱東京UFJ銀行が当該日の最初に発表する対顧客直物電信相場の売相場（TTS）及び買相場（TTB）の中間値によって邦貨換算（シカゴ商品取引所の相場のみ）した数値について、次項に定める基準年1年間の各原市場価格の平均値と対比した数値に第15条に規定する「指数値算出等に係る細則」で定める加重係数を乗じた数値の合算値を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入する。）まで算出し、本所が毎営業日に公表する数値の将来における数値とする。</p> <p>(2)・(3) (現行どおり)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(取引の締結方法)</p> <p>第19条 現物先物取引は、<u>単一約定値段による競争売買の方法により、実物取引は、相対売買の方法によるものとする。</u></p>																								

新	旧
<p>(1) <u>現物先物取引は、複数約定値段方式による個別競争取引（以下この条において「ザラバ取引」という。）によるものとし、会員はシステム売買実施細則に定める事項を売買注文入力装置に入力し取引を行わなければならない。</u></p> <p>(2) <u>実物取引は、相対売買の方法によるものとする。</u></p> <p>2 <u>ザラバ取引は、第8条第2項各号に掲げる標準品及び限月ごとに、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い値段の売注文と最も高い値段の買注文とが合致するとき、その値段を約定値段とし、売買注文の順位に従って、対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する売買注文の順位は、次の各号によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>低い値段の売注文は、高い値段の売注文に優先し、高い値段の買注文は、低い値段の買注文に優先する。</u></p> <p>(2) <u>同一値段の売買注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。</u></p> <p>4 <u>売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情により取引の代理を他の会員に依頼しようとする会員は、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>2 <u>単一約定値段による競争売買は、上場商品の種類ごとに当月限から順次先の限月について、限月ごとに板寄せ式の方法により取引を行わせ、売付けの数量と買付けの数量が合致したときは、その合致したときの値段を約定値段とし、それぞれ売付けの数量及び買付けの数量について売買約定を締結させるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の取引において、同一会員が同一立会でした同一限月の対当する売付けの数量と買付けの数量については、申出がないときは、前項の規定にかかわらず売買約定の締結がなかったものとみなす。</u></p> <p>4 <u>第2項の取引終了後、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員の申出に基づき、当該各号の売付けの数量又は買付けの数量について直前に終了した立会において売買約定の締結があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>受託会員が同一限月につき委託に基づく売付け又は買付けの同数量を有する場合</u></p> <p>(2) <u>受託会員が同一限月につき委託に基づく売付け又は買付けの数量に対し、自己の計算をもってする同数量の買付け又は売付けを有する場合</u></p> <p>(3) <u>大阪堂島商取代行株式会社が第61条、第75条、第88条の24、第91条及び第</u></p>

新	旧
<p>5 <u>本所は、前項の規定に基づき、取引の代理を行った会員から、代理した取引につき、取引の代理を依頼した会員に付け替える旨の申出があった場合においては、当該会員の売買約定が成立したものとみなす。この場合の申出は当日の午後4時までに行うものとする。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により、付替の申出を行った会員の名において成立した売買約定は、当該申出によって消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先の会員の名において成立した売買約定として、新たに発生するものとする。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p><u>(売買注文の状況の配信)</u></p> <p><u>第19条の2 本所は、システム売買実施細則の定めるところにより、売買注文の状況を会員に配信し、周知するものとする。</u></p> <p><u>(取引の確認)</u></p>	<p><u>139条に規定する早受渡しに応ずるための売付け及び買付けをする場合</u></p> <p><u>(4) 会員が同一限月につき別に理事会の定めるところにより、自己の計算をもってする売付け及び買付けの同数量を有する場合</u></p> <p><u>(5) 第175条第1項若しくは第2項又は第176条第2項第3号に定めるところにより違約玉の処理を行う場合</u></p> <p>5 <u>第2項の取引終了後において、会員から売買約定を締結した売付けの数量又は買付けの数量の一部又は全部の数量について他の会員に振り替えたい旨の申出があった場合において、理事会が定める要件を満たすときは、当該他の会員が直前に終了した立会において売買約定を締結した数量とみなすことができるものとする。この場合の申出は、別に本所が定める振替申告書を提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>第2項の取引において、本所が設置する電子計算機等を利用した取引システム（以下「システム売買方式」という。）における売買注文入力装置（以下「売買注文入力装置」という。）を当該会員の事務所内に設置して取引をする会員が、売買注文入力装置等の故障により入力による売付けの申出（以下「売注文」という。）又は買付けの申出（以下「買注文」という。）ができなくなった場合において、本所が指示するところにより大阪堂島商取代行株式会社が当該会員に代わって入力した売注文又は買注文は、当該会員がしたものとみなす。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>第19条の3 本所は、売買約定が成立したときは、直ちにその旨を会員に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 会員は、前項の規定に基づく売買約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。</u></p> <p><u>3 個別競争取引に加わった他の会員が前項に規定する確認を行わなかったために損害を受けた会員は、遅滞なく、その旨を本所に届け出て、当該他の会員に賠償を要求することができる。</u></p>	
<p><u>(委託区分訂正)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第19条の4 会員は、第19条第2項及び第5項並びに第19条の6の規定に基づき成立した売買約定の全部又は一部について、システム売買実施細則の定めるところにより、委託区分の訂正を本所に対し行うことができる。</u></p>	
<p><u>(システム売買実施細則)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第19条の5 この業務規程に定めるもののほか、システム売買に関し必要な事項は、システム売買実施細則において定める。</u></p>	
<p><u>(ギブアップ)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第19条の6 ギブアップとは、第19条の規定により売買約定が成立した後、当該売買約定を成立させた会員（以下第19条の9までにおいて「付替元会員」という。）の売買約定の全部又は一部について、他の会員（以下第19条の9までにおいて「付替先会員」という。）の売買約定が成立したものとして付け替えること（第19条第5項の規定による場合を除く。）をいう。</u></p> <p><u>2 前項において、付替元会員の名において成立した売買約定は、第19条の8に規定するテイクアップ申出を受けたことを条件として消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先会員の名において成立した売買約定</u></p>	

新	旧
<p><u>として、あらたに発生するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定するギブアップを行おうとする会員は、ギブアップ制度実施細則に定める要件を満たした上で、付替元会員と付替先会員との間でギブアップ契約を締結するものとし、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(ギブアップ申出)</u></p> <p><u>第19条の7 付替元会員は、ギブアップの対象となる売買約定について、当該売買約定の内容及び付替先会員を指定し、本所に申出（以下「ギブアップ申出」という。）を行うことができる。当該申出は、当該売買約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに行うものとする。</u></p> <p><u>2 本所は、ギブアップ申出を受けた場合には、その内容を付替元会員が指定した付替先会員に通知するものとする。</u></p> <p><u>(テイクアップ申出)</u></p> <p><u>第19条の8 付替先会員は、前条第2項に基づく通知を受けた売買約定のギブアップ申出を引き受ける場合には、その旨の申出（以下「テイクアップ申出」という。）を当該売買約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに本所に行うものとする。</u></p> <p><u>2 本所は、テイクアップ申出を受けた場合には、その旨をギブアップ申出を行った付替元会員に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 本所は、付替先会員から第1項の規定に基づくテイクアップ申出がなされなかった場合には、ギブアップ申出に係る売買約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。</u></p> <p><u>(ギブアップの取消し)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>第19条の9 付替元会員及び付替先会員は、本所が認めた場合には、ギブアップ申出等（ギブアップ申出及びテイクアップ申出をいう。以下同じ。）の取消しの申出を行うことができる。</u></p> <p><u>2 本所は、ギブアップ申出等の取消しの申出を受けた場合には、その旨を付替元会員及び付替先会員に通知するものとする。</u></p> <p><u>(ギブアップ制度実施細則)</u></p> <p><u>第19条の10 この業務規程に定めるもののほか、ギブアップに関し必要な事項は、ギブアップ制度実施細則において定める。</u></p> <p><u>(違約処理の場合の特例)</u></p> <p><u>第20条 本所は、第175条第1項又は第2項第2号に定めるところにより違約玉の処理を行った場合、当該会員の申出に基づき当該売付けの数量又は買付けの数量について本所が指定する日において売買約定が成立したものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第176条第1項及び第2項第2号から第4号までの場合について準用する。この場合において、「本所が指定する日において」とあるのは「本所が指定した値段をもって」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(制限値段による売買約定締結の特例)</u></p> <p><u>第20条 本所は、前条第2項の取引において、第22条第1項の制限値段に至っても売付けの数量と買付けの数量が合致しなかったときは、前条第2項の規定にかかわらず、別に理事会の定めるところによりそれぞれの数量のうちいずれか少ない数量を多い数量に配分して数量を合致させ、当該合致させた数量につき当該制限値段を約定値段として売買約定を締結させることができる。</u></p> <p><u>2 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定により売買約定を締結させる場合に準用する。</u></p> <p><u>3 前条第4項の規定は、第1項の規定により制限値段で売買約定を締結させた場合には適用しない。ただし、次の各号の一に該当する場合であって別に理事会の定めるところにより売買約定を締結しようとするときにあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 受託会員が、当該制限値段が上位の制限値段である場合における委託に基づく買付け又は自己の計算をもってする買戻しのための買付けに対し</u></p>

新	旧
<p><u>(削る)</u></p> <p>(EFP取引の価格の制限) 第20条の4 申出価格については、当該申出日における申出限月<u>に係る第22条に定める制限値段の範囲内において、当事者間で合意した価格とする。</u></p> <p>(EFP取引の停止) 第20条の5 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、EFP取引の全部又は一部を停止することができる。 (1) EFP取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他商品市場の状況を勘案し、EFP取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合 (2) 第5条の規定により臨時に立会を停止した場合 (3) <u>(削除)</u> (4) 前各号に定めるもののほか本所が必要と認める場合</p>	<p><u>売付けを対当させる場合</u> (2) <u>受託会員が、当該制限値段が下位の制限値段である場合における委託に基づく売付け又は自己の計算をもってする転売のための売付けに対し買付けを対当させる場合</u> (3) <u>当該売買約定を締結させた立会が当該営業日の最終の立会である場合において、大阪堂島商取代行株式会社が第61条、第75条、第88条の24、第91条及び第139条に規定する早受渡しに応ずるための売付け及び買付けをする場合</u> (4) <u>第175条第1項若しくは第2項第2号又は第176条第2項第3号に定めるところにより違約玉の処理を行う場合</u></p> <p><u>4 前項ただし書の規定により売買約定の締結を申し出た受託会員は、別に定める届出書を翌営業日の午前9時までに本所に提出しなければならない。</u></p> <p>(EFP取引の価格の制限) 第20条の4 申出価格については、当該申出日における申出限月<u>各節の約定値段のうち、当事者間で合意した価格とする。</u></p> <p>(EFP取引の停止) 第20条の5 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、EFP取引の全部又は一部を停止することができる。 (1) EFP取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他商品市場の状況を勘案し、EFP取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合 (2) 第5条の規定により臨時に立会を停止した場合 (3) <u>法第118条に基づく農林水産大臣の命令を受けた場合</u> (4) 前各号に定めるもののほか本所が必要と認める場合</p>

新	旧
<p>(ストップロス取引による売買)</p> <p>第20条の7 <u>ストップロス取引とは、委託者との間で損失限定取引(商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失(委託手数料を除く。)の額が、委託者証拠金等(受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託会員が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。)の額を上回るおそれのないものをいう。)に関する契約(以下「損失限定取引契約」という。)を締結した受託会員が、損失限定取引契約の定めるところにより、当該受託会員の自己の計算による注文と、当該委託者の転売又は買戻しの注文を、同一限月、同一値段及び同一数量で本所に申し出ることにより、売買約定を成立させる取引をいう。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する損失限定取引契約は、委託者証拠金等、ロスカット水準の値段(ロスカット注文(委託者がその計算において行った取引を決済した場合に委託者に生ずることとなる損失の額又はその委託者証拠金等に対する割合(以下「計算上の損失の額又は割合」という。))が、当該委託者との間であらかじめ約した計算上の損失の額又は割合に達した場合に行う転売又は買戻しの注文をいう。以下同じ。))を実行することとする計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。))及びロスカット限度水準の値段(ロスカット注文を実行する場合に設定する最大の計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。))その他の事項が、ストップロス取引</u></p>	<p>(損失限定取引による売買)</p> <p>第20条の7 <u>損失限定取引とは、商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失(委託手数料を除く。)の額が、委託者証拠金等(受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託会員が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。)の額を上回るおそれのないものであって、委託者と受託会員との間において、損失限定取引実施要領の規定に従い、委託者証拠金等、ロスカット水準の値段(ロスカット注文(委託者がその計算において行った取引を決済した場合に委託者に生ずることとなる損失の額又はその委託者証拠金等に対する割合(以下「計算上の損失の額又は割合」という。))が、委託者との間であらかじめ約した計算上の損失の額又は割合に達した場合に行う転売又は買戻しの注文をいう。以下同じ。))を実行することとする計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。))、ロスカット限度水準の値段(ロスカット注文を実行する場合に設定する最大の計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。))、取引の決済の方法その他の事項を定める契約を締結した取引をいう。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>実施細則に定めるものを満たさなければならない。</u></p> <p>3 本所は、<u>ストップロス取引実施細則</u>において、前項に規定する委託者証拠金等、ロスカット水準の値段及びロスカット限度水準の値段について、委託者に生ずることとなる損失が委託者証拠金等を超えないように定めるものとする。</p> <p>4 <u>ストップロス取引の申出等は、次のとおり行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>申出を行う受託会員は、ストップロス取引実施細則に定める書類を本所に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>ストップロス取引は、損失限定取引契約に定めるところにより、ロスカット注文が失効した時点をもって成立するものとし、前号の申出を行った受託会員は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。</u></p> <p>(3) <u>本所は、成立した申出について、遅滞なく当該申出の対象となった受託会員に対し通知するものとする。</u></p> <p>5 <u>前項第3号を除く前各項の規定については、取次者及び当該取次者に取引の委託の取次を委託した者との間において準用する。</u></p> <p>(<u>ストップロス取引による売買の期間等</u>)</p> <p>第20条の8 <u>ストップロス取引による売買の期間は、各限月の新甫発会日から第22条第2項で定める値幅制限が適用される日の前営業日までとする。</u></p> <p>2 受託会員は前項で規定する期間の最終営業日において残存する当該取引に係る建玉について、特に委託者から指示のない場合は、同日<u>の当該限月の帳入値段</u>をもって、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。</p> <p>第20条の9 <u>(削除)</u></p>	<p>2 本所は、<u>損失限定取引実施要領</u>において、前項に規定する委託者証拠金等、ロスカット水準の値段及びロスカット限度水準の値段について、委託者に生ずることとなる損失が委託者証拠金等を超えないように定めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 <u>前二項の規定については、取次者及び当該取次者に取引の委託の取次を委託した者との間において準用する。</u></p> <p>(<u>損失限定取引による売買の期間等</u>)</p> <p>第20条の8 <u>損失限定取引による売買の期間は、各限月の新甫発会日から第22条第3項で定める値幅制限が解除される日の前営業日までとする。</u></p> <p>2 受託会員は前項で規定する期間の最終営業日において残存する当該取引に係る建玉について、特に委託者から指示のない場合は、同日<u>最終節</u>をもって、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。</p> <p>(<u>損失限定取引による取引締結の特例</u>)</p> <p>第20条の9 <u>損失限定取引に係るロスカット注文が実行された場節及び当該場節の属する営業日のその後の場節（当該ロスカット注文が失効されていた</u></p>

新	旧
<p>(ストップロス取引実施細則)</p> <p>第20条の10 本節に定めるほか、<u>ストップロス取引</u>に関して必要な事項については、<u>ストップロス取引実施細則</u>で定めるものとする。</p> <p>(特別売買)</p> <p>第21条 <u>受託会員は、本所の市場における立会において次の各号の一に該当するときは、同一約定値段において、同一限月かつ同一数量につき、本所の指定したところにより立会中又は立会終了後に本所に申し出て、その承認を受けたときは、自己が売方及び買方となって売買約定を成立させることができる。</u></p> <p>(1) <u>売買注文入力装置の故障等により執行することができない委託による売買注文を、委託による売買注文同士又は委託による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者から売買注文を受けた直後の値段により売買約定を成立させるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に定めるもののほか、本所が特に必要と認めたとき。</u></p> <p>2 会員は、<u>当月限納会日の立会終了時において、当月限の建玉が、受渡単位を取引単位で除した値の整数倍にならなかったときは、本所に申し出て、その承認を受けたものについては、清算機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。</u></p>	<p><u>場節を除く。)において第19条第2項又は第20条第1項の規定による売買約定の締結が行われなかった場合においては、当該営業日の最終の場節における帳入値段を約定値段とみなして、当該ロスカット注文について第19条第4項(同項第2号に規定する場合に限る。)の規定を適用する。</u></p> <p>(損失限定取引実施要領)</p> <p>第20条の10 本節に定めるほか、<u>損失限定取引</u>に関して必要な事項については、<u>損失限定取引実施要領</u>で定めるものとする。</p> <p>(売買約定等の届出とその時限等)</p> <p>第21条 会員は、<u>第19条第2項又は第20条第1項の規定により締結された売買約定及び第19条第3項、第4項(第5号による場合を除く。)第5項、第6項又は前条第2項、第3項(第4号による場合を除く。)</u>の規定による申出の数量を、<u>立会場節ごとに、取引をする商品の種類及び限月ごとの売付け及び買付けについて、システム売買方式への入力により、当該立会終了後20分以内(取引幅そう等のため本所がやむを得ないと認めるときは、次の立会開始時まで。)</u>に本所に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 会員は、<u>前項の規定により届け出る売付け及び買付けの数量について、委託者の計算をもってする取引(当該受託会員に係る本所定款第61条の支配関係法人の計算をもってする取引があるときは、当該取引及びその他の委託者の計算をもってする取引の別)と自己の計算をもってする取引の別にその数</u></p>

新	旧
<p>3 <u>前項において、当該会員のみで売買約定が成立しない場合であって、本所が認めるときは、当該会員及び他の会員は、本所に申し出て、その承認を受けたものについては、清算機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。</u></p> <p>4 <u>前三項の申出は、当該計算区域の属する日の午後4時までに行わなければならない。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(当月限納会日における売買約定成立の特例)</p> <p>第21条の2 会員は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、市場の状況その他やむを得ない理由により、転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合であって、当該日の立会終了後において、他の会員と約定値段について合意したときは、本所に申し出て、本所がその承認をしたものについては、本所は当該約定値段をもって、売買約定を成立させることができる。この場合において、会員は当該申出を当月限納会日の<u>午後4時までに行わなければならない。</u></p> <p><u>(立会外取引)</u></p> <p>第21条の3 <u>立会外取引とは、現物先物取引において、同一価格により、同一限月かつ同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させる取引をいう。</u></p> <p>2 <u>立会外取引の申出は、立会外取引実施細則の定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p><u>量をシステム売買方式への入力により前項に規定する時限までに本所に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定にかかわらず、精糖の取引についての届出及びシステム売買方式の稼働に支障が生じた場合の届出は、本所が別に定める時限までに、売買申告書により行わなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(当月限納会日における売買約定成立の特例)</p> <p>第21条の2 会員は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、市場の状況その他やむを得ない理由により、転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合であって、当該日の立会終了後において、他の会員と約定値段について合意したときは、本所に申し出て、本所がその承認をしたものについては、本所は当該約定値段をもって、売買約定を成立させることができる。この場合において、会員は当該申出を当月限納会日の<u>午後1時までに行わなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>3 前項の申出は、<u>売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。</u></p> <p>4 第一項の売買約定は、<u>本所が前項の申出を承認したときに成立するものとし、この場合において、本所は、当該売買約定が成立した旨を遅滞なく当該申出を行った会員に通知する。</u></p> <p><u>(立会外取引の停止)</u></p> <p>第21条の4 本所は、次の各号の一に該当する場合には、立会外取引の全部又は一部を停止することができる。</p> <p>(1) <u>立会外取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、立会外取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合</u></p> <p>(2) <u>第5条の規定により臨時に立会を停止した場合</u></p> <p>(3) <u>前二号のほか、本所が必要と認める場合</u></p> <p>(値幅の制限)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、大豆、小豆及び精糖にあつては当月限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし、粗糖及び冷凍えびにあつては当月限納会日の属する月の1日以降、米穀にあつては当月限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定における制限値段は、前営業日における第41条に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段の100分の30の範囲内において理事</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(値幅の制限)</p> <p>第22条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による制限値段は、現物先物取引にあつては前営業日における第41条に規定する帳入値段、実物取引にあつては前営業日における最終約定値段を基準値段とし、同値段の100分の15の範囲内において理事会が定めた制限値段額を加減した値段とする。</p> <p>3 <u>前二項の規定は、大豆、小豆及び精糖にあつては当月限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし、<u>大阪コメ</u>、粗糖及び冷凍えびにあつては当月限納会日の属する月の1日以降、<u>東京コメ及び新潟コシ</u>にあつては当月限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定には適用しない。ただし、本所が理事会の決議をもって特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

新	旧
<p><u>会が定めた制限値段額を加減した値段とする。</u></p> <p>4 <u>現物先物取引の新甫に係る発会日当日の制限値段は、直前営業日における直前限月の帳入値段を基準として第2項の規定に準じてこれを定める。</u></p> <p>5 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(会員の建玉数量等の制限)</p> <p>第23条 本所は、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより、全部又は一部の限月につき、<u>会員に対し次の各号に掲げる制限を設けることができる。</u></p> <p>(1) <u>売買注文数量その他の売買注文の制限</u></p> <p>(2) <u>取引数量その他の取引の制限</u></p> <p>(3) <u>売建玉と買建玉との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量の制限</u></p> <p>(4) <u>次項第1号に規定する委託者から取引の委託を受けることの制限(当該会員が受託会員である場合に限る。)</u></p> <p>2 本所は、必要があると認めるときは、<u>理事会の定めるところにより、全部又は一部の限月につき、次の各号に掲げる者(以下「委託者等」という。)</u><u>に対し、前項第1号から第3号までに掲げる制限を設けることができる。</u></p> <p>(1) <u>委託者</u></p>	<p>4 <u>現物先物取引の新甫の最初の売買約定を締結した後における当日の制限値段は、最初の約定値段を基準として第2項の規定に準じてこれを定める。</u></p> <p>5 本所は、第2項及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に理事会の定めるところにより制限値段算定の基準となる値段を定めることができる。</p> <p>6 <u>第2項から前項までの規定にかかわらず、法第118条第2号に基づいて農林水産大臣が本所に対し、相場の変動を制限する措置を講ずることを命じたときは、理事長が制限値段算定の基準となる値段及び制限値段額を定めるものとする。この場合において、理事長は遅滞なく、その処置について理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(会員の建玉数量等の制限)</p> <p>第23条 本所は、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより、全部又は一部の限月につき、<u>会員の取引数量、売建玉と買建玉との差引数量若しくは総建玉数の最高限度又は受託会員に取引を委託する委託者(受託契約準則第5条第4項に定める者(以下「取次者」という。))及び受託契約準則第5条第1項第5号に定める者(以下「外国商品先物取引業者」という。))を含む。)</u>及び取次者に取引の委託の取次ぎを委託する者(以下「取次委託者」という。))及び取次委託者への取引の委託の取次ぎを依頼した者(以下「委託者等」という。))の取引数量、総建玉数の最高限度その他の受託の制限を設けることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(2) 取次委託者</p> <p>(3) <u>外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令に規定する同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（以下「外国商品先物取引業者」という。）に取引の依頼をする者</u></p> <p>3 本所は、理事会の決議を経て、<u>第1項</u>の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を行った会員に対し、当該会員の該当する建玉の処分を行わせ、又は前項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を受託した受託会員に対し、当該取引の委託者等の該当する建玉の処分を行わせることができる。</p> <p>4 本所は、取次者又は取次委託者の建玉が<u>第2項</u>に定める建玉限度を超えることとなった場合は、受託会員にその旨通知するとともに、当該取次者に対し、当該建玉限度を超える建玉の処分を指示するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(会員の取引の制限等)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>2 本所は、理事会の決議を経て、<u>前項</u>の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を行った会員に対し、当該会員の該当する建玉の処分を行わせ、又は前項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を受託した受託会員に対し、当該取引の委託者等の該当する建玉の処分を行わせることができる。</p> <p>3 本所は、取次者、<u>取次委託者又は取次委託者への取引の委託の取次ぎを依頼した者</u>の建玉が<u>第1項</u>に定める建玉限度を超えることとなった場合は、受託会員にその旨通知するとともに、当該取次者に対し、当該建玉限度を超える建玉の処分を指示するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>法第118条第2号に基づいて農林水産大臣が本所に対し、商品市場における取引又はその受託を制限する措置を講ずることを命じたときは、理事長は、理事会の決議を経ることなく、第1項及び第2項の規定による処置をとることができる。この場合において、理事長は遅滞なく、その処置について理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(会員の取引の制限等)</p> <p>第24条 本所は、法第116条各号に規定する取引等公正な価格形成又は取引の決済を妨げ、若しくは妨げるおそれがあると認めるときは、理事会の決議を経て、当該取引を行った会員に対し、取引を制限し、若しくは該当する建玉</p>

新	旧
<p>2～5 (略)</p> <p>6 理事長は、事態が急迫し、理事会を招集することが困難であるときは、理事会の決議を経ることなく、第1項又は第3項の規定による処置をとることができる。この場合において、理事長は遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。</p> <p>(売買建玉の解け合い)</p> <p>第25条 経済事情の激変、天災地変又は政府若しくは本所の指示する値段及び数値の制限により本所における取引の決済を行うことができないと認められるときは、本所は、理事会の定める条件によって売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(取引の締結方法)</p> <p>第26条 指数先物取引は、<u>システム売買を原則とし、複数約定数値方式による個別競争取引</u> (以下この条において「ザラバ取引」という。) によるものと</p>	<p>の処分を行わせ、又は当該取引を受託した受託会員に対し、当該取引の委託者からの取引の受託を制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせることができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 理事長は、事態が急迫し、理事会を招集することが困難である<u>とき、又は法第118条第2号に基づいて農林水産大臣が本所に対し、商品市場における取引又はその受託を制限する措置を講ずることを命じた</u>ときは、理事会の決議を経ることなく、第1項又は第3項の規定による処置をとることができる。この場合において、理事長は遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。</p> <p>(売買建玉の解け合い)</p> <p>第25条 経済事情の激変、天災地変又は政府若しくは本所の指示する値段及び数値の制限により本所における取引の決済を行うことができないと認められるときは、本所は、理事会の定める条件によって売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第118条第2号に基づいて農林水産大臣が本所に対し、売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることを命じたときは、理事長は、理事会の決議を経ることなく、第1項の規定による処置を行うことができる。この場合において、理事長は遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。</u></p> <p>(取引の締結方法)</p> <p>第26条 指数先物取引は、<u>単一約定数値による競争売買の方法によるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>し、会員はシステム売買実施細則に定める事項を売買注文入力装置に入力し取引を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>ザラバ取引は、取引する商品指数及び限月ごと売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い数値の売注文と最も高い数値の買注文とが合致したときは、その数値を約定数値とし、売買注文の順位に従って、対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する売買注文の順位は、次の各号によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>低い数値の売注文は、高い数値の売注文に優先し、高い数値の買注文は、低い数値の買注文に優先する。</u></p> <p>(2) <u>同一数値の売買注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。</u></p> <p>4 <u>売買注文入力装置の故障等やむをえない事情により取引の代理を他の会員に依頼しようとする会員は、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>本所は、前項の規定に基づき、取引の代理を行った会員から、代理した取</u></p>	<p>2 <u>単一約定数値による競争売買は、取引する商品指数の当月限から順次先の限月について、限月ごとに板寄せ式の方法により取引を行わせ、売付けの数量と買付けの数量が合致したときは、その合致したときの数値を約定数値とし、それぞれ売付けの数量及び買付けの数量について売買約定を締結させるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の取引において、同一会員が同一立会でした同一限月の対当する売付けの数量と買付けの数量については、申出がないときは、前項の規定にかかわらず売買約定の締結がなかったものとみなす。</u></p> <p>4 <u>第2項の取引終了後、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員の申出に基づき、当該各号の売付けの数量又は買付けの数量について直前に終了した立会において売買約定の締結があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>受託会員が同一限月につき委託に基づく売付け又は買付けの同数量を有する場合</u></p> <p>(2) <u>受託会員が同一限月につき委託に基づく売付け又は買付けの数量に対し、自己の計算をもってする同数量の買付け又は売付けを有する場合</u></p> <p>(3) <u>会員が同一限月につき別に理事会の定めるところにより、自己の計算をもってする売付け及び買付けの同数量を有する場合</u></p> <p>(4) <u>第176条第2項第3号に定めるところにより違約玉の処理を行う場合</u></p> <p>5 <u>第2項の取引終了後において、会員から売買約定を締結した売付けの数量</u></p>

新	旧
<p><u>引につき、取引の代理を依頼した会員に付け替える旨の申出があった場合において、当該会員の売買約定が成立したものとみなす。この場合の申出は当日の午後4時までに行うものとする。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>又は買付けの数量の一部又は全部の数量について他の会員に振り替えたい旨の申出があった場合において、理事会が定める要件を満たすときは、当該他の会員が直前に終了した立会において売買約定を締結した数量とみなすことができるものとする。この場合の申出は、別に本所が定める振替申告書を提出しなければならない。</u></p>
<p>6 <u>前項の規定により、付替の申出を行った会員の名において成立した売買約定は、当該申出によって消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先の会員の名において成立した売買約定として、新たに発生するものとする。</u></p>	<p>6 <u>第2項の取引において、売買注文入力装置を当該会員の事務所内に設置して取引をする会員が、売買注文入力装置等の故障により入力による売注文又は買注文ができなくなった場合において、本所が指示するところにより大阪堂島商取代行株式会社が当該会員に代わって入力した売注文又は買注文は、当該会員がしたものとみなす。</u></p>
<p><u>(売買注文の状況の配信)</u> 第26条の2 <u>本所は、システム売買実施細則の定めるところにより、売買注文の状況を会員に配信し、周知するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(取引の確認)</u> 第26条の3 <u>本所は、売買約定が成立したときは、直ちにその旨を会員に通知するものとする。</u> 2 <u>会員は、前項の規定に基づく売買約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。</u> 3 <u>個別競争取引に加わった他の会員が前項に規定する確認を行わなかったために損害を受けた会員は、遅滞なく、その旨を本所に届け出て、当該他の会員に賠償を要求することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(委託区分訂正)</u> 第26条の4 <u>会員は、第26条第2項及び第5項の規定に基づき成立した売買約</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>定の全部又は一部について、システム売買実施細則の定めるところにより、委託区分の訂正を本所に対し行うことができる。</u></p> <p><u>(システム売買実施細則)</u></p> <p><u>第26条の5 この業務規程に規定するもののほか、システム売買に関し必要な事項は、システム売買実施細則において定める。</u></p> <p><u>(違約処理の場合の特例)</u></p> <p><u>第28条 本所は、第176条第1項又は第2項第2号から第4号までに定めるところにより違約玉の処理を行った場合、当該会員の申出に基づき当該売付けの数量又は買付けの数量について本所が指定した約定数値をもって売買約定が成立したものとみなす。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(制限数値による売買約定締結の特例)</u></p> <p><u>第28条 本所は、第26条第2項の取引において、第30条第1項の制限数値に至っても売付けの数量と買付けの数量が合致しなかったときは、第26条第2項の規定にかかわらず、別に理事会の定めるところによりそれぞれの数量のうちいずれか少ない数量を多い数量に配分して数量を合致させ、当該合致させた数量につき当該制限数値を約定数値として売買約定を締結させることができる。</u></p> <p><u>2 第26条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定により売買約定を締結させる場合に準用する。</u></p> <p><u>3 第26条第4項の規定は、第1項の規定により制限数値で売買約定を締結させた場合には適用しない。ただし、次の各号の一に該当する場合であつて別に理事会の定めるところにより売買約定を締結しようとするときであつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 受託会員が、当該制限数値が上位の制限数値である場合における委託に基づく買付け又は自己の計算をもってする買戻しのための買付けに対し売付けを対当させる場合</u></p> <p><u>(2) 受託会員が、当該制限数値が下位の制限数値である場合における委託に基づく売付け又は自己の計算をもってする転売のための売付けに対し買付けを対当させる場合</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(特別売買)</p> <p>第29条 <u>受託会員は、本所の市場における立会において次の各号の一に該当するときは、同一約定数値において、同一限月かつ同一数量につき、立会中又は立会終了後に本所に申し出て、その承認を受けたときは、自己が売方及び買方となって売買約定を成立させることができる。</u></p> <p>(1) <u>売買注文入力装置の故障等により執行することができない委託による売買注文を、委託による売買注文同士又は委託による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者から売買注文を受けた直後の数値により売買約定を成立させるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に定めるもののほか、本所が特に必要と認めたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、当該計算区域の属する日の午後4時までに行わなければならない。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(3) <u>第176条第2項第3号に定めるところにより違約玉の処理を行う場合</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の規定により売買約定の締結を申し出た受託会員は、別に定める届出書を翌営業日の午前9時までに本所に提出しなければならない。</u></p> <p>(売買約定等の届出とその時限等)</p> <p>第29条 <u>会員は、第26条第2項又は前条第1項の規定により締結された売買約定及び第26条第3項、第4項(第4号による場合を除く。)、第5項若しくは第6項又は前条第2項若しくは第3項(第3号による場合を除く。)の規定による申出の数量を、立会場節ごとに、取引する商品指数の限月ごとの売付け及び買付けについて、システム売買方式への入力により、当該立会終了後20分以内(取引幅そう等のため本所がやむを得ないと認めるときは、次の立会開始時まで。)に本所に届け出なければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>会員は、前項の規定により届け出る売付け及び買付けの数量について、委託者の計算をもってする取引(当該受託会員に係る本所定款第61条の支配関係法人の計算をもってする取引があるときは、当該取引及びその他の委託者の計算をもってする取引の別)と自己の計算をもってする取引の別にその数量をシステム売買方式への入力により前項に規定する時限までに本所に届け出なければならない。</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(数値幅の制限)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、当月限納会日の属する月の前月の20日以降の当月限の売買約定における制限数値は、前営業日における第47条に規定する帳入数値を基準数値とし、同値段の100分の30の範囲内において理事会が別に定めた制限指数値を加減した数値とする。</u></p> <p>4 <u>新甫に係る発会日当日の制限数値は、直前営業日における直前限月の帳入数値を基準として第2項の規定に準じてこれを定める。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>3 <u>前二項の規定にかかわらず、システム売買方式の稼働に支障が生じた場合の届出は、本所が別に定める時限までに、売買申告書により行わなければならない。</u></p> <p>(数値幅の制限)</p> <p>第30条 売買約定は、制限数値の範囲内で行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による制限数値は、前営業日における第47条に規定する帳入数値を基準数値とし、同数値の100分の15の範囲内において理事会が定めた制限指数値を加減した数値とする。</p> <p>3 <u>前二項の規定は、当月限納会日の属する月の前月の20日以降の当月限の売買約定には適用しない。ただし、本所が理事会の決議をもって特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>新甫の最初の売買約定を締結した後における当日の制限数値は、最初の約定数値を基準として第2項の規定に準じてこれを定める。</u></p> <p>5 本所は、第2項及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に理事会の定めるところにより制限数値算定の基準となる数値を定めることができる。</p>
<p>(削る)</p> <p>(帳入値段及び約定差金等)</p> <p>第41条 毎計算区域の帳入値段は、本所が次の各号に掲げる値段を清算機構に</p>	<p>6 <u>第2項から前項までの規定にかかわらず、法第118条第2号に基づいて農林水産大臣が本所に対し、相場の変動を制限する措置を講ずることを命じたときは、理事長が制限数値算定の基準となる数値及び制限指数値を定めるものとする。この場合において、理事長は遅滞なく、その処置について理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(帳入値段及び約定差金等)</p> <p>第41条 毎計算区域の最終約定値段をもってその計算区域の帳入値段とする。</p>

新	旧
<p><u>通知し、清算機構が定める値段とする。</u></p> <p>(1) <u>1 計算区域のうち、帳入値段決定細則に定める時間帯（以下「算出基準時間帯」という。）において、個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段をその計算区域の帳入値段とする。</u></p> <p>(2) <u>前号において、算出基準時間帯に約定値段がない限月については、同一計算区域において約定値段がある場合は算出基準時間帯に最も近い約定値段を、同一計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段をその限月の帳入値段とする。</u></p> <p>(3) <u>直前計算区域の帳入値段が存在しない場合又は前二号の規定に基づく値段が市場の状況等に照らして適当でないと本所が認めた場合については、帳入値段決定細則に基づき本所が定めた値段を帳入値段とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>ただし、その計算区域の最終の立会において制限値段に達した場合で売買約定が成立しなかったときは、その制限値段とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 本所は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより帳入値段を設定することができる。</p> <p>3 毎計算区域の帳入値段とその計算区域内における各約定値段とその差金を約定差金という。</p>
<p>(帳入数値及び約定差金等)</p> <p>第47条 <u>毎計算区域の帳入数値は、本所が次の各号に掲げる数値を清算機構に通知し、清算機構が定める数値とする。</u></p> <p>(1) <u>1 計算区域のうち、算出基準時間帯において、個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値をその計算区域の帳入数値とする。</u></p> <p>(2) <u>前号において、算出基準時間帯に約定数値がない限月については、同一計算区域において約定数値がある場合は算出基準時間帯に最も近い約定</u></p>	<p>(帳入数値及び約定差金等)</p> <p>第47条 <u>毎計算区域の最終約定数値をもってその計算区域の帳入数値とする。</u></p> <p><u>ただし、その計算区域の最終の立会において制限数値に達した場合で売買約定が成立しなかったときは、その制限数値とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>値段を、同一計算区域において約定数値がない場合は直前計算区域の帳入数値をその限月の帳入数値とする。</u></p> <p><u>(3) 直前計算区域の帳入数値が存在しない場合又は前二号の規定に基づく数値が市場の状況等に照らして妥当でないと本所が認めた場合については、帳入値段決定細則に基づき本所が定めた数値を帳入数値とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>2 本所は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより帳入数値を設定することができる。</p> <p>3 毎計算区域の帳入数値とその計算区域内における各約定数値とその差金を約定差金という。</p>
<p>(取引の決済額の通知)</p> <p>第58条 本所は、定款第122条第3項に基づき、第40条、第46条及び第52条に定める毎営業日における当該計算区域の取引終了後、第43条及び第49条に定める会員ごとの転売買戻しの届出並びに第54条に定めるオプション取引の売買玉明細及び第55条に定める権利行使の届出に基づき、次の各号に定める金額を商品市場ごと、会員ごとに算出し、当該算出額を当該会員及び清算機構に通知するものとする。ただし、受託会員については、委託の計算をもってする建玉に係るものと自己の計算をもってする建玉に係るものに区分した額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(取引の決済額の通知)</p> <p>第58条 本所は、定款第122条第3項に基づき、第40条、第46条及び第52条に定める毎営業日における当該計算区域の取引終了後、第43条及び第49条に定める会員ごとの売買明細の届出並びに第54条に定めるオプション取引の売買玉明細及び第55条に定める権利行使の届出に基づき、次の各号に定める金額を商品市場ごと、会員ごとに算出し、当該算出額を当該会員及び株式会社日本商品清算機構（以下「<u>清算機構</u>」という。）に通知するものとする。ただし、受託会員については、委託の計算をもってする建玉に係るものと自己の計算をもってする建玉に係るものに区分した額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(受渡しの日時)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 渡方の指定倉庫が発行した倉荷証券（以下「<u>指定倉荷証券</u>」という。）の</p>	<p>(受渡しの日時)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本所に対する売方</u>（以下「<u>渡方</u>」という。）の指定倉庫が発行した倉荷証</p>

新	旧
<p>提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。</p>	<p>券（以下「指定倉荷証券」という。）の提出並びに<u>買方（以下「受方」という。）</u>の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時<u>（当日が半休日に当たるときは、午前11時）</u>とする。</p>
<p>（受渡品明細通知書） 第63条 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の<u>午後4時</u>まで（早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき）に、大豆受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p>	<p>（受渡品明細通知書） 第63条 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の<u>午後3時</u>まで（早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき）に、大豆受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p>
<p>（受渡品検品の請求） 第66条 （略） 2 （略） 3 第1項の請求は、受渡日より30日以内に出庫するものに限り行うことができるものとし、検品請求書の提出時限は、当該受渡品を出庫する前営業日の午後2時とする。 4・5 （略）</p>	<p>（受渡品検品の請求） 第66条 （略） 2 （略） 3 第1項の請求は、受渡日より30日以内に出庫するものに限り行うことができるものとし、検品請求書の提出時限は、当該受渡品を出庫する前営業日の午後2時<u>（当日が半休日に当たるときは、午前11時）</u>とする。 4・5 （略）</p>
<p>（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限） 第70条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに第66条第5項の規定による値引金額、第67条第3項各号の規定による検品手数料等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p>	<p>（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限） 第70条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午<u>（当日が半休日に当たるときは、午前11時）</u>までに第66条第5項の規定による値引金額、第67条第3項各号の規定による検品手数料等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p>
<p>（受渡しの日時） 第74条 （略）</p>	<p>（受渡しの日時） 第74条 （略）</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>3 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。</p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第77条 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の<u>午後4時まで</u>（早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき）に、小豆受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p> <p>(希望前検査)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第81条第3項の規定は、第1項の前検査について準用する。<u>この場合において、第81条第3項中「第1項の申立て」とあるのは、「第79条第2項の前検査申請書の提出」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(受渡品故障の申立て)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時までに、第77条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時 <u>（当日が半休日に当たるときは、午前11時）</u>とする。</p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第77条 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の<u>午後3時まで</u>（早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき）に、小豆受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p> <p>(希望前検査)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第81条第3項の規定は、第1項の前検査について準用する。</p> <p>(受渡品故障の申立て)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時 <u>（当日が半休日に当たるときは、正午）</u>までに、第77条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)</p>

新	旧
<p>第86条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに、第82条第1号及び第3号の規定による値引金額、第83条第3項各号の規定による検品手数料、第82条第2号の規定により生ずることのある格差等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p> <p>(荷受渡港等の届出)</p> <p>第88条の7 第88条の3の規定により荷受渡港(埠頭)を指定した受方は、当該荷受渡港(埠頭)(以下「指定荷受渡港(埠頭)」という。)の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時までに、本所に届け出るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡書類の提出及び受渡しの日時等)</p> <p>第88条の9 (略)</p> <p>2 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金の納入時限は、当該受渡日(早受渡しを含む。)の午後1時とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 受方は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、本所にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(受渡しの日時)</p> <p>第88条の23 現物先物取引の受渡日(次条に規定する早受渡しを除く。)は、<u>当月限納会日の2営業日後</u>とする。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第86条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午<u>(当日が半休に当たるときは、午前11時)</u>までに、第82条第1号及び第3号の規定による値引金額、第83条第3項各号の規定による検品手数料、第82条第2号の規定により生ずることのある格差等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p> <p>(荷受渡港等の届出)</p> <p>第88条の7 第88条の3の規定により荷受渡港(埠頭)を指定した受方は、当該荷受渡港(埠頭)(以下「指定荷受渡港(埠頭)」という。)の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時<u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u>までに、本所に届け出るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡書類の提出及び受渡しの日時等)</p> <p>第88条の9 (略)</p> <p>2 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金の納入時限は、当該受渡日(早受渡しを含む。)の午後1時<u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 受方は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、本所にその旨を届け出なければならない。<u>この場合、本所は清算機構にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>(受渡しの日時)</p> <p>第88条の23 現物先物取引の受渡日(次条に規定する早受渡しを除く。)は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 大阪コメ 当月限納会日の5営業日後</u></p>

新	旧
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>(2) 東京コメ 当月限納会日の5営業日後</u></p> <p><u>(3) 新潟コシ 当月限納会日の2営業日後</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第88条の27 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の<u>午後4時</u>まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p>	<p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第88条の27 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の<u>午後3時</u>まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p>
<p>(受渡書類の条件)</p> <p>第88条の28 受渡書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1) 東京コメ 指定倉荷証券</u></p> <p><u>(2) 新潟コシ 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書</u></p> <p><u>(3) 秋田こまち 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(受渡書類の条件)</p> <p>第88条の28 受渡書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 大阪コメ 指定倉荷証券</u></p> <p><u>(2) 東京コメ 指定倉荷証券</u></p> <p><u>(3) 新潟コシ 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(受渡品故障の申立て)</p> <p>第88条の31 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する故障の申立ては、受渡日の7営業日後の午後2時まで、第88条の27に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(受渡品故障の申立て)</p> <p>第88条の31 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する故障の申立ては、受渡日の7営業日後の午後2時<u>(当日が半休日に当たるときは、正午)</u>までに、第88条の27に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

新	旧
<p>(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)</p> <p>第88条の36 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに、第88条の32第1号及び第3号の規定による値引金額、第88条の33第3項各号の規定による検品手数料、第88条の32第2号の規定により生ずることのある格差等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p> <p>第88条の38 <u>(削除)</u></p> <p>(合意早受渡し)</p> <p>第88条の39 受渡当事者は、<u>第8条第1項、第9条第4号(受渡単位に関する事項に限る。)</u>、第88条の22から第88条の34まで、第88条の36並びに第154条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受渡当事者が建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第3条第1項第3号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する受託会員等を通じて本所に届け出、本所が承認した場合には、米穀の合意に基づく早受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。</p>	<p>(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)</p> <p>第88条の36 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午<u>(当日が半休に当たるときは、午前11時)</u>までに、第88条の32第1号及び第3号の規定による値引金額、第88条の33第3項各号の規定による検品手数料、第88条の32第2号の規定により生ずることのある格差等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p> <p><u>(合意受渡し)</u></p> <p>第88条の38 <u>受渡当事者は大阪コメに係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の34まで及び第88条の36、東京コメに係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の23、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の35までの規定にかかわらず、受渡当事者が受渡し条件について合意し、その合意について本所に届け出、本所が承認した場合には、米穀の合意に基づく受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。</u></p> <p>(合意早受渡し)</p> <p>第88条の39 受渡当事者は、<u>第8条第3項、第9条第4号(受渡単位)</u>、第88条の22から<u>第88条の27、第88条の29から第88条の34、第88条の36及び第154条第3項</u>の規定にかかわらず、受渡当事者が建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第3条第1項第3号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する受託会員等を通じて本所に届け出、本所が承認した場合には、米穀の合意に基づく早受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。</p>

新	旧
<p>(受渡しの日時) 第90条 (略)</p> <p>2 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入時期は、当該受渡日の午後1時とする。</p> <p>(受渡品明細通知書) 第94条 渡方は、当月限納会日の<u>午後4時</u>までに、精糖受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p> <p>(故障の申立て及び処理) 第97条 (略)</p> <p>2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時までに受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(遅滞金) 第100条 第97条第4項第2号又は前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、その代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を、遅滞金として、受渡しを終了した日の翌営業日の正午までに本所を通じ受方に交付するものとする。</p> <p>(受渡玉の届出) 第108条 (略)</p>	<p>(受渡しの日時) 第90条 (略)</p> <p>2 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入時期は、当該受渡日の午後1時 <u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u> とする。</p> <p>(受渡品明細通知書) 第94条 渡方は、当月限納会日の<u>午後3時</u>までに、精糖受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p> <p>(故障の申立て及び処理) 第97条 (略)</p> <p>2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時 <u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u> までに受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(遅滞金) 第100条 第97条第4項第2号又は前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、その代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を、遅滞金として、受渡しを終了した日の翌営業日の正午 <u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u> までに本所を通じ受方に交付するものとする。</p> <p>(受渡玉の届出) 第108条 (略)</p>

新	旧
<p>2 前項の届出時限は、当月限納会日の<u>午後4時</u>（早受渡しにあっては、申出時又は応諾の申出時）とする。</p> <p>（荷受渡港等の届出）</p> <p>第109条 第104条第1項及び第2項第2号の規定に該当する受方は、指定する荷受渡港（埠頭）（以下この節において「指定荷受渡港（埠頭）」という。）の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時までに、本所に届け出るものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受渡品明細通知書）</p> <p>第111条 渡方は、積来本船が日本の各港の一に最初に到着する予定日から7営業日前（台湾糖にあっては本所が別に定める日時）又は本所が別に定める本船荷捌会議開催予定日の前々営業日のいずれか早い日の正午までに、粗糖受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を、本所に届け出なければならない。</p> <p>（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）</p> <p>第113条 （略）</p> <p>2 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 受方は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、本所にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（受渡しの日時）</p>	<p>2 前項の届出時限は、当月限納会日の<u>午後3時</u>（早受渡しにあっては、申出時又は応諾の申出時）とする。</p> <p>（荷受渡港等の届出）</p> <p>第109条 第104条第1項及び第2項第2号の規定に該当する受方は、指定する荷受渡港（埠頭）（以下この節において「指定荷受渡港（埠頭）」という。）の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時<u>（当日が半休日に当たるときは、午前11時）</u>までに、本所に届け出るものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受渡品明細通知書）</p> <p>第111条 渡方は、積来本船が日本の各港の一に最初に到着する予定日から7営業日前（台湾糖にあっては本所が別に定める日時）又は本所が別に定める本船荷捌会議開催予定日の前々営業日のいずれか早い日の正午<u>（当日が半休日に当たるときは、午前11時）</u>までに、粗糖受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を、本所に届け出なければならない。</p> <p>（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）</p> <p>第113条 （略）</p> <p>2 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金の納入時限は、当該受渡日の午後1時<u>（当日が半休日に当たるときは、午前11時）</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 受方は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、本所にその旨を届け出なければならない。<u>この場合、本所は清算機構にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>（受渡しの日時）</p>

新	旧
<p>第138条 (略)</p> <p>2 渡方の指定冷蔵倉庫が発行した倉荷証券（以下この節において「指定倉荷証券」という。）の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入の時限は、当該受渡日の午後1時とする。</p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第141条 渡方は、当月限納会日の<u>午後4時</u>まで（早受渡しの場合にあつては、当該早受渡しの申出のとき）に、冷凍えび受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p> <p>(受渡品の故障の申立て)</p> <p>第145条 (略)</p> <p>2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時までに、第141条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)</p> <p>第150条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに、第146条第1号及び第3号の規定による値引金額、第147条第2項の各号の規定による検品手数料、第146条第2号の規定により生ずることのある格差による差額及び前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p>	<p>第138条 (略)</p> <p>2 渡方の指定冷蔵倉庫が発行した倉荷証券（以下この節において「指定倉荷証券」という。）の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入の時限は、当該受渡日の午後1時 <u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u> とする。</p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第141条 渡方は、当月限納会日の<u>午後3時</u>まで（早受渡しの場合にあつては、当該早受渡しの申出のとき）に、冷凍えび受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</p> <p>(受渡品の故障の申立て)</p> <p>第145条 (略)</p> <p>2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時 <u>(当日が半休日に当たるときは、正午)</u> までに、第141条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)</p> <p>第150条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午 <u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u> までに、第146条第1号及び第3号の規定による値引金額、第147条第2項の各号の規定による検品手数料、第146条第2号の規定により生ずることのある格差による差額及び前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。</p>

新	旧
<p>(受渡決済等の方法)</p> <p>第154条 大豆、小豆、東京コメ、精糖及び冷凍えびの現物先物取引の受渡しについては、渡方は指定倉荷証券であって自己が処分することができるものを本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものとを区分して渡方は指定倉荷証券を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新潟コシ及び秋田こまちの現物先物取引の受渡しについては、渡方は、新潟コシにあつては第88条の28第1項第2号に掲げる受渡書類を、秋田こまちにあつては同項第3号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、渡方は受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(受渡決済等の方法)</p> <p>第154条 大豆、小豆、<u>大阪コメ</u>、東京コメ、精糖及び冷凍えびの現物先物取引の受渡しについては、渡方は指定倉荷証券であって自己が処分することができるものを本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものとを区分して渡方は指定倉荷証券を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新潟コシの現物先物取引の受渡しについては、渡方は第88条の28第1項第3号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、渡方は受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(取引証拠金)</p> <p>第157条 <u>取引証拠金は、清算参加者が清算機構に対して支払い、又は引き渡すべき本所の市場における取引に係る債務の履行を確保するためのものとして、清算機構に預託されるものとする。</u></p> <p>2 <u>本所の市場における取引について預託しなければならない取引証拠金は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>取引証拠金所要額は、本所の市場における建玉につき、清算機構が業務</u></p>	<p>(取引証拠金)</p> <p>第157条 <u>本所は、次の各号に掲げる取引証拠金を定めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>方法書の規定に基づき定める取引証拠金等に関する規則（以下「清算機構取引証拠金規則」という。）の定めるところにより、清算機構に預託されるものをいう。</u></p> <p><u>(2) 取引受渡証拠金は、本所の市場において、受渡しにより決済を行う場合の受渡玉について、当月限納会日の翌営業日の正午までに、清算機構に預託されるものをいう。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(清算参加者の取引証拠金)</p> <p>第158条 <u>清算参加者の本所の市場における取引に係る取引証拠金に関する事項は、清算機構取引証拠金規則によるものとする。</u></p> <p>(取引受渡証拠金)</p> <p>第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しによって決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあつては当該応諾日）の翌営業日正午までに預託させるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第164条～第170条の2 (削除)</p>	<p>2 前項第2号の取引受渡証拠金を定め若しくは改定したときは、速やかに清算機構に通知するものとする。</p> <p>(取引証拠金所要額)</p> <p>第158条 <u>取引証拠金所要額は、清算機構が業務方法書の規定に基づき定める取引証拠金等に関する規則の定めるところにより、清算機構に預託されるものとする。</u></p> <p>(取引受渡証拠金)</p> <p>第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし、<u>大阪コメ、東京コメ</u>及び粗糖の取引を受渡しによって決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあつては当該応諾日）の翌営業日正午までに預託させるものとする。</p> <p>2 前項の取引受渡証拠金の額は、受渡代金の100分の5に相当する額とする。ただし、相場に著しい変動がある等理事会が必要と認めるときは、渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額を変更し預託させることができるものとする。</p> <p>3 第1項の取引受渡証拠金については、調整等が終了し本所が預託の必要がないと認めたときは、清算機構に通知するものとする。</p> <p>第164条～第165条 (削除)</p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(違約玉及びその区分等)</p> <p>第173条 本所は、<u>第171条第2項の規定により建玉の移管を行うこととなった建玉を除き、</u>違約者となった会員が違約発生時に保有するすべての建玉を違約玉とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(被違約者及び被違約玉)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本所は、前項の規定により、非清算参加者に割り当てられた違約中間玉については、当該非清算参加者が<u>清算参加者の中から清算機構の業務方法書に規定する清算受託契約において指定する一の清算参加者</u>（以下「指定清算参加者」という。）に引き受けさせるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(農林水産大臣の取引受渡証拠金の額の変更命令)</p> <p><u>第165条の2 第163条の規定にかかわらず、法第118条第2号に基づく農林水産大臣の命令を受けたときは、理事長が渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額及び預託期限を定めるものとする。この場合において、理事長は遅滞なく、その処置について理事会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第166条～第170条の2 (削除)</u></p> <p>(違約玉及びその区分等)</p> <p>第173条 本所は、違約者となった会員が違約発生時に保有するすべての建玉を違約玉とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(被違約者及び被違約玉)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本所は、前項の規定により、<u>清算機構において清算資格</u>（清算機構が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格をいう。以下同じ。）<u>を有しない者</u>（以下「非清算参加者」という。）に割り当てられた違約中間玉については、当該非清算参加者が<u>清算資格を有する者</u>（以下「清算参加者」という。）<u>の中から清算機構の業務方法書に規定する清算受託契約において指定する一の清算参加者</u>（以下「指定清算参加者」という。）に引き受けさせるものとする。</p> <p>4 (略)</p>

新	旧
<p>(違約中間玉の処理)</p> <p>第176条 本所は、違約中間玉のうち同一限月の売買対当数量については、本所が指定する<u>日</u>において転売、買戻しによりその売買約定を結了させる。</p> <p>2 前項以外の違約中間玉については、違約発生の日から起算して3営業日以内に、次の方法によりこれを処理する。</p> <p>(1) 本所の選定する会員をして、違約者に代わり、違約者の名をもって、本所が指定する<u>日</u>に<u>本所が指定する値段</u>をもって転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。</p> <p>(2) 本所において前号の規定による処理が適当でないと認めるときは、入札その他の方法により会員のうちから違約中間玉の全部について引受人を選定し、引受人ごとの引受数量及び引受値段を定め、その者をして、違約者に代わり、本所が指定する<u>日</u>に<u>本所が指定する値段</u>をもって引き受けさせるとともに、当該違約中間玉について転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。</p> <p>(3) 前号の規定による違約中間玉の全部についての引受人が選定できなかったとき、又は本所において前二号の規定による処理が適当でないと認めるときは、理事会の決議により違約者の付加賠償額を定め、<u>本所が指定する日</u>に<u>本所が指定する値段</u>をもって、違約中間玉を被違約者の第174条第2項及び第3項の規定による被違約中間玉の反対売買と対当して転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(違約中間玉の処理)</p> <p>第176条 本所は、違約中間玉のうち同一限月の売買対当数量については、本所が指定する<u>立会</u>において転売、買戻しによりその売買約定を結了させる。</p> <p>2 前項以外の違約中間玉については、違約発生の日から起算して3営業日以内に、次の方法によりこれを処理する。</p> <p>(1) 本所の選定する会員をして、違約者に代わり、違約者の名をもって、本所が指定する<u>立会</u>において転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。</p> <p>(2) 本所において前号の規定による処理が適当でないと認めるときは、入札その他の方法により会員のうちから違約中間玉の全部について引受人を選定し、引受人ごとの引受数量及び引受値段を定め、その者をして、違約者に代わり、本所が指定する<u>立会</u>における<u>約定値段</u>をもって引き受けさせるとともに、当該違約中間玉について転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。</p> <p>(3) 前号の規定による違約中間玉の全部についての引受人が選定できなかったとき、又は本所において前二号の規定による処理が適当でないと認めるときは、理事会の決議により違約者の付加賠償額を定め、<u>その定めた直前に終了した立会</u>において、違約中間玉を被違約者の第174条第2項及び第3項の規定による被違約中間玉の反対売買と対当して転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第183条 <u>(削除)</u></p>	<p>(会員の記号)</p> <p>第183条 <u>会員は、記号を定めて本所の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</u></p>

新	旧
<p><u>(主務大臣の命令による措置)</u></p> <p><u>第188条の2 理事長は、農林水産大臣が本所に対し、法第118条に基づき同条第2号に掲げる事項を命じたときは、理事会の議を経ることなく、その命令に基づく所要の措置を講ずるものとする。この場合において、理事長は、遅滞なくその処置について理事会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 会員及び委託者等は、前項の規定に基づく措置に対して異議を申し立てることができない。</u></p> <p><u>(会員とならなかった場合等の取扱い)</u></p> <p><u>第191条 停止商品市場の会員等が、開設商品市場について会員とならない場合には、当該会員等は停止商品市場の停止日までに建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）について決済を結了しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、当該会員等が停止商品市場の停止日までに建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）について決済を結了しなかったときは、停止商品取引所は、停止商品市場の停止日の日中立会終了後、当該会員等の保有する建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）について決済を結了させる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(取引資格を取得しなかった場合等の取扱い)</u></p> <p><u>第191条 停止商品市場の会員等が、開設商品市場について取引資格を取得しない場合には、当該会員等は停止商品市場の停止日までに建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）について決済を結了しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、当該会員等が停止商品市場の停止日までに建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）について決済を結了しなかったときは、停止商品取引所は、停止商品市場の停止日の日中立会終了後、当該会員等の保有する建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）について決済を結了させる。</u></p>

附則

第1条 第5条の2（売買注文の受付）、第5条の3（直接接続方式による売買注文等）、第19条の2（売買注文の状況の配信）から第19条の10（ギブアップ制度実施細則）まで、第21条の3（立会外取引）、第21条の4（立会外取引の停止）、26条の2（売買注文の状況の配信）、26条の3（取引の確認）、26条の4（委託区分訂正）、26条の5（システム売買実施細則）及び第188条の2（主務大臣の命令による措置）の新設規定、第2条（立会時等）から第5条（立会の臨時停止及び臨時実施等）まで（第3条第3号に係るものを除く）、第6条（取引の対象）、第8条（現物先物取引の標準品等）（同条第2項第4号ハに係るものを除く）、第9条（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位）（同条第4号ハに係るものを除く）、第10条（取引の対象）、第19条（取引の締結方法）、第20条（違約処理の場合の特例）、第20条の4（EFP取引の価格の制限）、第20条の5（EFP取引の停止）、第20条の7（ストップロス取引による売買）、第20条の8（ストップロス取引による売買の期間等）、第20条の10（ストップロス取引実施細則）、第21条（特別売買）、第21条の2（当月限納会日における売買約定成立の特例）、

第22条（値幅の制限）、第23条（会員の建玉数量等の制限）、第24条（会員の取引の制限等）、第25条（売買建玉の解け合い）、第26条（取引の締結方法）、第28条（違約処理の場合の特例）、第29条（特別売買）、第30条（数値幅の制限）、第41条（帳入値段及び約定差金等）、第47条（帳入数値及び約定差金等）、第58条（取引の決済額の通知）、第60条（受渡しの日時）、第63条（受渡品明細通知書）、第66条（受渡品検品の請求）、第70条（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第74条（受渡しの日時）、第77条（受渡品明細通知書）、第79条（希望前検査）、第81条（受渡品故障の申立て）、第86条（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第88条の7（荷受渡港等の届出）、第88条の9（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）、第88条の23（受渡しの日時）（同条第1項第2号及び第4号に係るものを除く。）、第88条の27（受渡品明細通知書）、第88条の28（受渡書類の条件）（同条第1項第3号に係るものを除く。）、第88条の31（受渡品故障の申立て）、第88条の36（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第88条の39（合意早受渡し）、第90条（受渡しの日時）、第94条（受渡品明細通知書）、第97条（故障の申立て及び処理）、第100条（遅滞金）、第108条（受渡玉の届出）、第109条（荷受渡港等の届出）、第111条（受渡品明細通知書）、第113条（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）、第138条（受渡しの日時）、第141条（受渡品明細通知書）、第145条（受渡品の故障の申立て）、第150条（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第154条（受渡決済等の方法）、第157条（取引証拠金）、第158条（清算参加者の取引証拠金）、第163条（取引受渡証拠金）、第173条（違約玉及びその区分等）、第174条（被違約者及び被違約玉）、第176条（違約中間玉の処理）及び第191条（会員等とならなかった場合等の取扱い）の変更規定、第20条の9（損失限定取引による取引締結の特例）、第88条の38（合意受渡し）及び第183条（会員の記号）の削除、第165条の2（農林水産大臣の取引受渡証拠金の額の変更命令）を削る変更規定は、平成30年9月25日又は農林水産大臣の認可の日（平成30年8月15日）のいずれか遅い日から施行する。

2 変更後の業務規程（以下「変更規程」という。）第8条第2項第4号ハに掲げる標準品に係る取引については、平成30年10月22日から開始するものとし、変更規程第7条第1項第1号ニの規定にかかわらず、当初の取引対象限月を平成31年6月限、8月限及び10月限とする。

第2条 変更規程第8条第2項第4号イに掲げる標準品については、移行期間（第1条第1項に規定する施行日から平成31年3月末日までの期間をいう。以下同じ。）において、次の各項の定めるところにより取り扱うものとする。

2 移行期間における当月限納会日は毎月20日とし、午前9時から午後3時まで立会を行う。

3 移行期間における受渡日及び新甫発会日並びに取引受渡証拠金の預託については、なお変更前の業務規程の定めるところによる。

4 平成30年11月以降の移行期間における新甫は、その発会する日の直前営業日における期先限月に2を加えたものを取引の期限とする。

第3条 変更前の業務規程第8条第2項第4号イに掲げる標準品については、次の各項の定めるところにより取り扱うものとする。

2 第1条第1項に規定する施行日以降において、新甫発会を行わない。

3 第1条第1項に規定する施行日に取引を開始している限月については、その取引の期限まで取引を継続する。

4 当月限納会日は毎月10日（休業日に当たる場合は繰り上げる。）とし、午前9時から午後3時まで立会を行う。

5 当月限に係る値幅制限については、変更規程第22条第3項の規定を準用するものとする。この場合において、「米穀」とあるのは「大阪コメ」と、「11日以降」とあるのは「1日以降」と読み替えるものとする。

6 標準品、呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位、受渡しの日時、受渡書類、受渡決済等の方法及び取引受渡証拠金については、なお変更前の業務規程の

定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、変更前の業務規程第8条第2項第4号イに掲げる標準品の取引に関し必要な事項については、変更規程の規定を準用するものとする。

第4条 第1条第1項の規定にかかわらず、取引システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同項に定める施行日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、理事会が定める日から施行する。この場合において、第1条第2項の取引を開始する日、第2条第1項に規定する移行期間及び同条第4項に規定する暦月については、理事会において別に定めるものとする。

受託契約準則新旧対照表

大阪堂島商品取引所

新	旧
<p>(委託者等からの事前通知)</p> <p>第5条 委託者は、新規に取引の委託をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を受託会員に書面をもって通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。<u>以下同じ。</u>）である委託者（第3項に掲げる者を除く。）が外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規程による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（以下「外国商品先物取引業者」という。）に取引の委託の媒介を依頼したときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可を証する書面</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>約定条件を指定する場合は当該約定条件</u></p> <p>(8) <u>取引を行う日時及び値段</u></p>	<p>(委託者等からの事前通知)</p> <p>第5条 委託者は、新規に取引の委託をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を受託会員に書面をもって通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）である委託者（第3項に掲げる者を除く。）が外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（以下「外国商品先物取引業者」という。）に取引の委託の媒介を依頼したときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可を証する書面</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>指値又は成行の区別</u></p> <p>(8) <u>指値の場合はその値段又は数値及び委託注文の有効期限、成行の場合は取引を行う日、場及び節</u></p>

新	旧
<p>(9) <u>前各号のほか受託会員が定める事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(損失限定取引の場合の委託の際の指示等の特例)</p> <p>第6条の3 受託会員は、委託者との間で、<u>損失限定取引(商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失の額が、委託者証拠金等(委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託会員が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下この条において同じ。)の額を上回るおそれのないものをいう。)</u>に関する契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けるときは、第6条第1項各号で定める委託の際の指示を受けないで、その取引の委託を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>業務規程に定めるロスカット注文を執行した結果、市場の状況によっては当該注文が約定しない可能性があり、当該注文が約定しない場合には、業務規程に定めるストップロス取引が行われること。</u></p> <p>(2) 当該契約に基づき発生するおそれのある損失の額は委託者証拠金等の額の範囲内となるが、手数料は損失の額に含まれない旨</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(損失限定取引の場合の委託の際の指示等の特例)</p> <p>第6条の3 受託会員は、委託者との間で、<u>損失限定取引(業務規程に定める損失限定取引をいう。以下同じ。)</u>に関する契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けるときは、第6条第1項各号で定める委託の際の指示を受けないで、その取引の委託を受けることができる。</p> <p>2 受託会員は、委託者と前項の契約を締結しようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) 損失限定取引に関する契約の内容</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>業務規程に定めるロスカット注文を執行した結果、市場の状況によっては業務規程第19条第4項(業務規程によりみなして適用する場合を含む。)又は第20条第3項ただし書に定める取引の締結方法に基づいて取引が行われること。</u></p> <p>(2) 当該契約に基づき発生するおそれのある損失の額は委託者証拠金等(委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託会員が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。)の額の範囲内となるが、手数料は損失の額に含まれない旨</p> <p>(3) その他当該契約の内容</p> <p>3～5 (略)</p>

新	旧
<p>(特定同意等による一任取引の特例)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 受託会員は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項(第8号にあっては、値段又は約定数値を除く。)並びに第6号又は第8号に掲げる事項(第8号にあっては、値段又は約定数値に限る。)の一方について同意(第8号にあっては、特定同意を含む。)を得た上で、他方については受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受託会員は、委託を受けた現物先物取引で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後4時までにその指示がないときは、当該当月限納会日の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。<u>この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日(大豆、小豆及び精糖にあっては当月限納会日の属する月の14日(休業日である場合は順次繰り上げる。))、とうもろこし、粗糖及び</u></p>	<p>(特定同意等による一任取引の特例)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 受託会員は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第6条第1項第1号から第5号まで、<u>第7号及び第8号</u>に掲げる事項(第8号にあっては、値段又は約定数値を除く。)並びに第6号又は第8号に掲げる事項(第8号にあっては、値段又は約定数値に限る。)の一方について同意(第8号にあっては、特定同意を含む。)を得た上で、他方については受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受託会員は、委託を受けた現物先物取引で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後4時までにその指示がないときは、当該当月限納会日の<u>最終立会</u>において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>冷凍えびにあっては当月限納会日の属する月の前月末日（休業日である場合は順次繰り上げる。）及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の10日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託会員が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにその指示がないとき又はその指示が受託会員が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、第4項若しくは第5項、次条第3項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>（受渡しによる決済）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、受託会員が適当と認める委託者にあつては、当該受託会員が指定する日時までに、売方である委託者は売付けに係る倉荷</p>	<p>4 （略）</p> <p>5 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項若しくは第4項、次条第2項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>（受渡しによる決済）</p> <p>第16条 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後4時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>証券を、買方であるときは買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れることができるものとする。</u></p> <p><u>3 委託者が第1項(受託会員が適当と認める委託者にあつては、前項)の日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第1項、第2項及び第4項の規定は、米穀の取引を、第88条の39の規定に基づく受渡し(以下「合意早受渡し」という。)により決済しようとする場合において準用する。この場合において、「当月限納会日」及び「当月限受渡日」とあるのは「受渡日」と、「倉荷証券」とあるのは「合意した受渡書類」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</u></p> <p>(取引成立の通知) 第19条 (略)</p>	<p>2 委託者が前項の日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の<u>最終立会</u>において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>3 受託会員は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が2人以上であり本所から受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 <u>前3項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</u></p> <p>(取引成立の通知) 第19条 受託会員は、委託を受けた取引が成立したときは、法第220条第1項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定によ</p>

新	旧
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 取引の成立した日時</p> <p>(8)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(受渡しによる決済の通知)</p> <p>第21条 受託会員は、第16条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項 <u>(合意早受渡しの場合であつて、倉庫で受渡しを行わない場合にあつては、倉庫名及び倉荷証券番号を、倉荷証券による受渡しを行わない場合にあつては、倉荷証券番号を除く。)</u> を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>2 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。</p> <p>3 法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、第1項の通知について準用する。</p> <p>(取引の処分通知)</p> <p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項、<u>第4項若しくは第5項、第16条第3項、次条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項</u>又は第71条第3号の規定による処分について準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>り適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 取引の成立した日時、<u>場及び節</u></p> <p>(8)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(受渡しによる決済の通知)</p> <p>第21条 受託会員は、第16条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>2 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。</p> <p>3 法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、第1項の通知について準用する。</p> <p>(取引の処分通知)</p> <p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、<u>第16条第2項、次条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2</u>又は第71条第3号の規定による処分について準用する。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(一任売買等の禁止)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第14条第1項、第15条第3項、<u>第4項若しくは第5項</u>、第16条第3項、第24条、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、<u>第42条第4項又は第71条第3号の規定により処分する場合を除く。</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(取次者の遵守事項等)</p> <p>第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定(第1条第2項(本文)、第5条第4項、第33条第2項、第35条、前条、<u>第40条、第40条の3、第40条の4、第40条の5第4項、第64条の3及び第64条の4</u>を除く。)を準用するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 <u>ギブアップ</u>の特例</p> <p>(ギブアップ)</p> <p>第40条 <u>ギブアップとは、取引注文を執行する受託会員(以下この章において「付替元受託会員」という。)に委託をして売買約定が成立した後又は会員(以下この章において「付替元会員」という。)の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託会員(以下この章に</u></p>	<p>(一任売買等の禁止)</p> <p>第25条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、<u>第16条第2項</u>、第24条、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2の規定により処分する場合を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(取次者の遵守事項等)</p> <p>第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定(第1条第2項(本文)、第5条第4項、第33条第2項、第35条、前条<u>及び</u>第40条を除く。)を準用するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 <u>取引の振り替え</u>の特例</p> <p>(取引の振り替え)</p> <p>第40条 <u>取引の振り替えとは、受託会員が成立させた委託を受けた取引について、本所があらかじめ定める要件を満たしている場合に限り、当該取引の全部又は一部を他の受託会員へ振り替えることをいう。</u></p>

新	旧
<p><u>において「付替先受託会員」という。）又は他の会員（以下この章において「付替先会員」という。）に付け替えることをいう。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(ギブアップの要件等)</u></p> <p><u>第40条の2 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、本所が別に定める要件を満たし、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託会員の承諾（「テイクアップ申出」という。以下同じ。）があることを条件にこれを行うことができるものとする。</u></p> <p><u>2 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替元受託会員及び付替先受託会員とそれぞれ第4条第1項に基づく商品取引契約を締結し、付替先受託会員に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。</u></p> <p><u>3 委託者が付替元受託会員に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、本所が付替先受託会員からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての委託者と付替元受託会員との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託会員との間の委託があらたに成立するものとする。</u></p>	<p><u>2 委託者は振り替えに係る取引の委託をしようとするときは、取引注文を執行する振替元の受託会員及び当該振替元の受託会員の名において成立した取引の振替先である受託会員とそれぞれ第4条に基づく受託契約を結ぶものとする。</u></p> <p><u>3 委託者は前項の振り替えに係る取引の委託をしようとするときは、振替先の受託会員に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。</u></p> <p><u>4 委託者が振替元受託会員に委託した取引が成立し、振り替えが認められたときは、当該取引について振替元受託会員から消滅し、同時にあらたに振替先受託会員に発生し成立したものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>4 ギブアップにより発生した売買約定については、委託者が付替先受託会員に委託して成立した売買約定とみなす。</u></p> <p><u>(会員の自己の計算によるギブアップの要件等)</u></p> <p><u>第40条の3 前条の規定にかかわらず、付替元会員が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元会員が委託している付替先受託会員にギブアップしようとする場合又は付替先会員が付替元受託会員に委託して成立した売買約定を当該付替先会員の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託会員又は付替先会員のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。</u></p> <p><u>2 付替元会員は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替先受託会員に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。</u></p> <p><u>3 付替元会員の自己の計算により成立した売買約定が、本所が付替先受託会員からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元会員と付替先受託会員との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元会員が付替先受託会員に委託して成立した売買約定とみなす。</u></p> <p><u>4 付替先会員が付替元受託会員に委託して成立した売買約定が、本所が付替先会員からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先会員と付替元受託会員との間の委託が終了するものとする。</u></p> <p><u>5 前各項の規定は、取次者等（取次者及び外国商品先物取引業者をいう。以下同じ。）と当該取次者等に委託の取次ぎの委託又は依頼を行った会員との間において準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(ギブアップに係る契約の締結)</u></p> <p><u>第40条の4 付替元受託会員若しくは付替先受託会員の委託者又は付替元取次者（付替元受託会員の取次者をいう。以下同じ。）若しくは付替先取次者（付替先受託会員の取次者をいう。以下同じ。）の取次委託者がギブアップに係る取引の委託又は取引の委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、次の各号に掲げる者は、ギブアップに係る三者間契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>(1) 付替元受託会員の委託者が付替先受託会員に取引の委託をしようとする場合には、付替元受託会員、付替先受託会員及び委託者</u></p> <p><u>(2) 付替元受託会員の委託者が付替先取次者に取引の委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、付替元受託会員、付替先取次者及び委託者</u></p> <p><u>(3) 付替元受託会員の委託者が付替先外国商品先物取引業者（付替先受託会員の委託者又は付替先取次者の取次委託者である外国商品先物取引業者をいう。以下同じ。）に取引の委託の取次ぎの依頼又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、付替元受託会員、付替先外国商品先物取引業者及び委託者</u></p> <p><u>(4) 付替元取次者の取次委託者が付替先受託会員に取引の委託をしようとする場合には、付替元取次者、付替先受託会員及び取次委託者</u></p> <p><u>(5) 付替元取次者の取次委託者が付替先取次者に取引の委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、付替元取次者、付替先取次者及び取次委託者</u></p> <p><u>(6) 付替元取次者の取次委託者が付替先外国商品先物取引業者に取引の委託の取次ぎの依頼又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、付替元取次者、付替先外国商品先物取引業者及び取次委託者</u></p> <p><u>(7) 付替先受託会員の委託者が付替元外国商品先物取引業者（付替元受託会員の委託者又は付替元取次者の取次委託者である外国商品先物取引業者を</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>いう。以下同じ。)に取引の委託の取次ぎの依頼又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、付替元外国商品先物取引業者、付替先受託会員及び委託者</p> <p>(8) 付替先取次者の取次委託者が付替元外国商品先物取引業者に取引の委託の取次ぎの依頼又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、付替元外国商品先物取引業者、付替先取次者及び取次委託者</p> <p>(9) 付替元受託会員の委託者が外国商品先物取引業者に取引の依頼をしようとする場合であって、かつ、当該外国商品先物取引業者が他の外国商品先物取引業者を介して取引を行っている場合には、付替元受託会員、当該外国商品先物取引業者及び委託者</p> <p>(10) 付替元取次者の取次委託者が外国商品先物取引業者に取引の依頼をしようとする場合であって、かつ、当該外国商品先物取引業者が他の外国商品先物取引業者を介して取引を行っている場合には、付替元取次者、当該外国商品先物取引業者及び取次委託者</p> <p>(11) 付替先受託会員の委託者が外国商品先物取引業者に取引の依頼をしようとする場合であって、かつ、当該外国商品先物取引業者が他の外国商品先物取引業者を介して取引を行っている場合には、付替先受託会員、当該外国商品先物取引業者及び委託者</p> <p>(12) 付替先取次者の取次委託者が外国商品先物取引業者に取引の依頼をしようとする場合であって、かつ、当該外国商品先物取引業者が他の外国商品先物取引業者を介して取引を行っている場合には、付替先取次者、当該外国商品先物取引業者及び取次委託者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委託者又は取次委託者等（取次者等に取引の委託の取次ぎの委託又は依頼を行う者をいう。）である会員が自己の計算によるギブアップに係る取引の委託、取引の委託の取次ぎの委託、若しくは取引</p>	

新	旧
<p><u>の委託の取次ぎの依頼、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、次の各号に掲げる者は、ギブアップに係る二者間契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>(1) 付替元受託会員及び付替先会員</u></p> <p><u>(2) 付替元取次者及び付替先会員</u></p> <p><u>(3) 付替元外国商品先物取引業者及び付替先会員</u></p> <p><u>(4) 付替先受託会員及び付替元会員</u></p> <p><u>(5) 付替先取次者及び付替元会員</u></p> <p><u>(6) 付替先外国商品先物取引業者及び付替先会員</u></p> <p><u>3 前2項に規定する契約を締結する場合にあっては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 委託手数料の額並びにその徴収者及び徴収方法</u></p> <p><u>(2) テイクアップ申出を行わなかった場合の措置に関する事項</u></p> <p><u>(3) ギブアップに係る取引内容の報告に関する事項</u></p> <p><u>(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)</u></p> <p><u>第40条の5 委託者が、第40条の2の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託会員に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該取引がギブアップに係る取引である旨</u></p> <p><u>(2) 付替先受託会員の名</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、委託者は、付替元受託会員との間で前項に規定する指示についての時限について同意がある場合には、当該時限までに、前項各号に掲げる事項を当該付替元受託会員に指示するものとする。</u></p> <p><u>3 前項に定める時限は、売買約定が成立した日の午後4時までとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>4 前3項の規定は、第40条の3に基づく付替先会員の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先会員」と、「付替元受託会員」とあるのは「ギブアップ受託会員又は取次者等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後3時までに受託会員に差し入れるものとする。この場合において、当該取引受渡証拠金は、第7条を準用するものとする(以下この準則において同じ。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後3時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p><u>6 前項の規定にかかわらず、受託会員が適当と認める委託者にあつては、当該受託会員が指定する日時までに、売方である委託者は売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れることができるものとする。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後3時<u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u>までに受託会員に差し入れるものとする。この場合において、当該取引受渡証拠金は、第7条を準用するものとする(以下この準則において同じ。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後3時<u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u>までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 受託会員は、委託を受けたとうもろこし又は粗糖の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所から受領した受渡書類を交付しなければならない。</p> <p>7 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済した</p>

新	旧
<p>(1)~(15) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 第18条第6項及び第7項の規定は、<u>第8項</u>の書面による通知について準用する。</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>ときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p><u>8</u> 法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、前項の通知について準用する。</p> <p><u>9</u> 第18条第6項及び第7項の規定は、<u>第7項</u>の書面による通知について準用する。</p> <p><u>10</u> 前各項に規定する場合のほか、とうもろこし及び粗糖の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。</p> <p><u>(米穀（東京コメ及び大阪コメ）の受渡しによる決済の特例)</u></p> <p><u>第42条 委託者は、米穀（業務規程第8条第2項第4号イ及びロに定める米穀をいう。以下この条において同じ。）の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</u></p> <p><u>2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後3時まで</u>に受託会員に差し入れるものとする。</p> <p><u>3 前項の取引受渡証拠金を差し入れた後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託会員の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。</u></p> <p><u>4 受託会員は、前2項の規定により差し入れされた取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。</u></p> <p><u>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後4時まで</u>に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券（業務規程第88条の38及び第88条の39に定める受渡しにあつては合意した受渡書類。以下この条において同じ）を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る受</p>

新	旧
<p>(米穀(新潟コシ及び秋田こまち)の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ロ及びハに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。</u></p> <p>6 <u>受託会員は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。</u></p> <p>7 <u>受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(14) (略)</u></p> <p>8 <u>法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、前項の通知について準用する。</u></p> <p>9 <u>第18条第6項及び第7項の規定は、第7項の書面による通知について準用する。</u></p> <p>10 <u>前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。</u></p> <p>(米穀(新潟コシ)の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条の2 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ハに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時まで、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、</p>

新	旧
<p><u>3 前項の規定にかかわらず、受託会員が適当と認める委託者にあつては、当該受託会員が指定する日時までに、売方である委託者は売付けに係る本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書を、買方であるときは買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れることができるものとする。</u></p> <p><u>4 委託者が第2項(受託会員が適当と認める委託者にあつては、前項)の日時までに本所が定める荷渡指図書及び在庫証明書又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 第18条第6項及び第7項の規定は、第6項の書面による通知について準用する。</u></p>	<p>買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後4時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 委託者が前項の日時までに本所が定める荷渡指図書及び在庫証明書又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</u></p> <p><u>4 受託会員は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した荷渡指図書及び在庫証明書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>5 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p><u>6 法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、前項の通知について準用する。</u></p> <p><u>7 第18条第6項及び第7項の規定は、第5項の書面による通知について準用する。</u></p>

新	旧
<p>9 (略)</p> <p>10 第4項を除く前各項の規定は、米穀の取引を、合意早受渡しにより決済しようとする場合において準用する。この場合において、「<u>当月限納会日</u>」及び「<u>当月限受渡日</u>」とあるのは「<u>受渡日</u>」と、「<u>荷渡指図書及び在庫証明書</u>」とあるのは「<u>合意した受渡書類</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第43条の3 (略)</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 取引を行う日時及び約定数値</p> <p>(8) (略)</p> <p>(権利行使による決済)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 オプションの買付けに係る委託者は、権利行使を行おうとする場合には、その都度、次に掲げる事項を権利行使を行う日の午後3時40分までに受託会員に指示するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章の2 立会外取引の特例</p> <p><u>(立会外取引による取引の委託)</u></p>	<p>8 前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第43条の3 第6条の規定にかかわらず、委託者は、指数先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 取引を行う日時及び<u>約定数値を指定する注文の場合その約定数値</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(権利行使による決済)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 オプションの買付けに係る委託者は、権利行使を行おうとする場合には、その都度、次に掲げる事項を権利行使を行う日の午後3時40分<u>(当日が半休日に当たるときは、午前11時)</u>までに受託会員に指示するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>第64条の2 委託者は、本所の業務規程に定める立会外取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託会員に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託会員が定める日時までに受託会員が定める事項を受託会員に申し出るものとする。</u></p> <p><u>2 立会外取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。</u></p> <p><u>3 委託者は、本所の指示に基づき受託会員から立会外取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>4 前三項に規定する場合のほか、立会外取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第11章の3 直接接続方式による取引の特例</u></p> <p><u>(直接接続方式による取引の要件)</u></p> <p><u>第64条の3 直接接続者（本所の業務規程第5条の3第1項に定める直接接続者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同条の直接接続方式による取引を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項について、直接接続方式の提供を受ける受託会員及び当該直接接続者から取引の委託の取次を委託された取次者との間で契約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 直接接続者の取引端末装置により売買注文の入力を行う行為及び当該取引に付随する行為について、受託会員から委任されることに関する事項</u></p> <p><u>(2) 直接接続者の取引端末装置の管理及び運用に関する事項</u></p> <p><u>(直接接続者の遵守事項等)</u></p> <p><u>第64条の4 直接接続者は、直接接続方式による取引に供される当該直接接続者の取引端末装置を第三者に使用させてはならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>2 <u>直接接続者は、直接接続方式により取引を行うにあたっては、本所が直接接続細則において定める体制等を整備しなければならない。</u></p> <p>3 <u>直接接続者は、本所又は受託会員若しくは取次者から、直接接続方式に供される取引端末装置、前項の体制等及び直接接続方式による取引について説明及び資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>4 <u>前三項に規定するもののほか、直接接続方式による取引に関する必要な事項については、本所の業務規程及びその他細則等並びに前条に基づく契約を準用する。</u></p> <p>5 <u>直接接続者は、前各項の規定に基づく措置等について、異議を申し立てることができない。</u></p>	

附則

第1条 平成30年7月18日開催の理事会において決議された第40条の2（ギブアップの要件等）から第40条の5（ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項）まで、第11章の2立会外取引の特例及び第11章の3直接接続方式による取引の特例の新設規定並びに第5条（委託者等からの事前通知）、第6条（委託の際の指示）、第6条の3（損失限定取引の委任の際の指示等の特例）、第6条の4（特定同意等による一任取引の特例）、第15条（反対売買による決済）、第16条（受渡しによる決済）、第19条（取引成立の通知）、第21条（受渡しによる決済の通知）、第23条（取引の処分通知）、第25条（一任売買等の禁止）、第37条（取次者の遵守事項等）、第8章の章名、第40条（ギブアップ）、第41条（とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例）、第42条（米穀（新潟コシ及び秋田こまち）の受渡しによる決済の特例）（平成30年7月18日開催の理事会においてその一部変更が決議された業務規程（以下この附則において「変更規程」という。）第8条第2項第4号ロに定める米穀への適用に限る。）、第43条の3（委託の際の指示）及び第52条（権利行使による決済）の変更規定は、平成30年9月25日又は農林水産大臣の認可の日（平成30年8月15日）のいずれか遅い日から施行する。

第2条 第42条（米穀（新潟コシ及び秋田こまち）の受渡しによる決済の特例）（変更規程第8条第2項第4号ハに定める米穀への適用に限る）の変更規定は、平成30年10月22日から施行する。

第3条 変更規程第8条第2項第4号イに定める米穀及び変更前の業務規程第8条第2項第4号イに定める米穀における平成31年3月限までの受渡しによる決済については、変更前の受託契約準則第42条（米穀（東京コメ及び大阪コメ）の受渡しによる決済の特例）の規定によるものとする。

第4条 第1条の規定にかかわらず、取引システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同条に定める施行日に施行することが適当でない
と本所が認める場合には、理事会が定める日から施行する。この場合において、第2条の施行日及び第3条の標準品に係る取引の期限は、理事会において別に定めるものとする。